戦略的創造研究推進事業 (社会技術研究開発)

SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (社会的孤立・孤独の予防と 多様な社会的ネットワークの構築)

Solution-Driven Co-creative R&D Program for SDGs (SOLVE for SDGs)

: Preventing social isolation & loneliness and

creating diversified social networks

2021年度(令和3年度)公募要領

公募期間

2021年5月20日(木)

~2021年7月20日(火)午前12:00(正午)



社会技術研究開発センター 2021年5月

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)提案公募の概要 SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築)

2021 年度の公募・選考の主なスケジュールは、以下の通りです。他のプログラムとは募集締切日が異なりますので、ご注意ください。日程は今後変更となることもありますので、必ず事業 Web サイトにて最新情報をご確認ください。

提案書様式などの書類一式や最新情報は、以下の事業 Web サイトに掲出しています。 https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2021.html

応募は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。(「4.6 応募方法」 参照。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールなどによる応募受付はできません。)

募集締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成・申請環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記載漏れなどを指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認の上での提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

■ 選考スケジュール

| 募集開始 | 5月20日(木) | |
|--------------|------------------------------------------------------------|--|
| 募集説明会 | 5月25日 (火) オンライン実施 | |
| | 詳細は提案募集ウェブサイトに掲載 | |
| | (https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2021.html) | |
| 提案書受付期限 ※1 | 7月20日(火) 午前12:00(正午)【厳守】 | |
| 書類選考期間 | 7月下旬~8月(予定) | |
| 書類選考の結果通知 | 面接選考会の1週間前までに連絡(予定) | |
| 面接選考会 ※ 2 | 9月22日(水)、24日(金)(予定) | |
| 面談 (採択条件の説明) | 10月6日(水)、7日(木)(予定) | |
| 選考結果の通知・発表 | 10月下旬(予定) | |
| 研究開発の開始 | 11月上旬(予定) | |

- ※1府省共通研究開発管理システム(e-Rad)での受付期限日時です。
- ※2面接選考会は Zoom 等によるオンライン形式で実施する場合があります。オンライン形式で実施の際には、事前の接続テストにご協力をお願いいたします。

■ その他留意事項

- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。 面接選考では、提案者(研究代表者)に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。
- b. 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず提案者(研究代表者)に通知します。
- c. 上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレス や電話番号等について、受着信の可能な状態に設定してください。
- d. 応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です。詳細は「4.5 応募要件」「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。
- 「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム(SOLVE for SDGs)」における、「シナリオ 創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ」と「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」について

RISTEX では、SDGs の達成に向けて、複合的で幅広いテーマの地域課題に対して既存技術シ

ーズを活用した即効性のあるソリューション創出やソリューションの他地域展開を目指した研究開発プログラムとして、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム(SOLVE for SDGs)」と題し、シナリオ創出フェーズとソリューション創出フェーズの2種類の活動を、2019年度より実施しています。社会的孤立・孤独は SDGs の重要な観点の一つであることから、当該プログラムの下で特別枠(社会的孤立枠)として、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」を設定し、研究開発を実施いたします。以下は、「社会的孤立枠」と「シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ」の特徴になりますが、詳細は必ず各公募要領本文の説明をご参照ください。

<社会的孤立枠>

「社会的孤立・孤独の予防」に関する研究開発であり、その要因やメカニズム理解、新しい社会像の描出といった人文・社会科学などの知見を使った学術的な研究から、社会的孤立・孤独リスクの可視化・評価手法(指標等)、社会的孤立・孤独の予防施策の開発とその PoC (Proof of Concept:概念実証)までを、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場と協働して一体的に実施します。なお、2021年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の社会的影響を踏まえた提案を募集します。

<シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ>

「社会的孤立・孤独の予防」に限らず、地域が抱える具体的な社会課題に対して、研究代表者と、地域で実際の課題解決にあたる協働実施者が共同で、既存の技術シーズの活用による解決策 (事業構想、事業計画等)を創出していくことを目指します。(社会課題の解決のために活用する技術シーズがすでにあることが必須条件となります)

提案のご応募にあたっては、本公募要領の記載内容を十分ご確認ください。 皆様からのご応募お待ちしています。

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)2021年度提案公募一覧

社会技術研究開発センターでは、2021 年度、以下の研究開発プログラムの提案募集を行う予定です。 内容が変更になる可能性がありますので、各プログラムの公募要領・提案書様式や各種日程は、必ず 以下の事業 Web サイトにて最新情報をご確認ください。

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2021.html

| プログラム | 科学技術イノベーション 政策のための科学 | 科学技術の倫理的・法 制度的・社会的課題 | SDGs の達成に向けた共創的研究開発 プログラム(SOLVE for SDGs) | |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|) LIO JA | 研究開発プログラム | (ELSI)への包括的実践 研究開発プログラム | シナリオ創出/ソリュ ーション創出フェーズ | 社会的孤立枠 *2021 年度新設 |
| キーワード | エビデンスに基づく 政策形成(EBPM) | 新興科学技術の ELSI 対応 | 技術シーズ活用による 地域課題解決 | 社会的孤立・孤独の予防 |
| 公募期間 | 4月2日(金) ~4月22日(木) | 4月5日 (月) ~6月8日 (火) | 4月5日 (月) ~6月8日 (火) | 5月20日 (木) ~7月20日 (火) |
| 研究開始 | | 2021年10月(予定) | | 11月上旬(予定) |
| | | | SDGs 達成への貢献に向けた社会課題の解決 | |
| プログラム 目標・概要 | 政策の形成に寄与する ため、新たな政策実装が 社会にもたらす便益、効 果の可視化や、政策実装 に必要な専門家会議の あり方など、政策形成に | 法制度的・社会的課題 (ELSI)への対応と責任 ある研究・イノベーショ ンの営みの普及・定着を 目指し研究・技術開発の | 地域が抱える具体的な 社会課題に対して、研 究代表者と地域で実際 の課題解決にあたる協 働実施者が共同で、既 存の技術シーズの活用 による即効性のある解 決策を創出 | 様々な社会構造の変化を 踏まえ、社会的孤立・孤独 のメカニズム解明、孤立・ 孤独リスク評価手法(指標 等)及び社会的孤立・孤独 の予防施策開発と、その PoC(概念実証)までを一 体的に推進。(2021年度は、 全て COVID-19 の社会的影響を踏まえた提案を募集) |
| 研究開発 期間 | 通常枠・共進化枠: 原則 3 年 | 研究開発プロジェクト: 原則 1〜3 年 プロジェクト企画調査: 6ヵ月(単年度) | シナリオ創出フェーズ:原則2年 以リューション創出フェーズ:原則3年 | スモールスタート期間: 原則1年半程度 本格研究開発期間 (ステージゲート評価通過の場合): 原則3年程度 |
| 研究開発費 (直接経費) *1 課題あたり | 通常枠: 400~600 万円程度/年 共進化枠: 600~800 万円程度/年 | 研究開発プロジェクト: 1,500 万円/年 程度上限 プロジェクト企画調査: 300 万円/半年 程度 | シナリオ創出フェーズ: 600 万円/年 程度 ソリューション創出フェーズ: 2,300 万円/年 程度 | スモールスタート (可能性検証)期間: 1,200 万円/年程度上限 本格研究開発期間(ステージゲート評価通過の場合): スモールスタート期間の予算規模と同程度~ 2 倍程度以上を想定 |
| プログラム 総括 | 山縣 然太朗 山梨大学 大学院総合研究 部医学域社会医学講座 教授 | 唐沢 かおり 東京大学 大学院 人文社会系研究科 教授 | 関 正雄 明治大学 経営学部 特任教授 /損害保険ジャパン(株) サステナビリティ推進 シニアアドバイザー | 浦 光博 追手門学院大学 教授 |
| 4/8(木) | 0 | 0 | 0 | _ |
| 説 5/11(火) | _ | 0 | 0 | _ |
| 会 5/25(火) | _ | | _ | 0 |
| 問合せ先 | boshu-stipolicy@jst.go.jp | boshu-elsi@jst.go.jp | boshusolve@jst.go.jp | boshu-koritsu@jst.go.jp |
| (個別/共通) | boshu@jst.go.jp(国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 募集担当) | | | |

目次

| 第 1 | . 章 研究提案公募に当たって | . 8 |
|-----|------------------------------------------------|------|
| 1.1 | 1 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の概要 | 8 |
| 1.2 | 2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ | 9 |
| - | 1.2.1 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた貢献について | 9 |
| - | 1.2.2 ダイバーシティの推進について | . 11 |
| - | 1.2.3 公正な研究活動を目指して | .12 |
| - | 1.2.4 オープンアクセス及びデータマネジメントプランについて | .13 |
| 第 2 | 全 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方 | 14 |
| 第 3 | 章 研究開発プログラムの概要 | 18 |
| 3.1 | 1 プログラム目標 | .18 |
| 3.2 | 2 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行を受けた 2021 年度の公募について | . 18 |
| 3.3 | 3 研究開発対象 | .18 |
| 3.4 | 4 スモールスタート(可能性検証)/ステージゲート評価 | .21 |
| 3.5 | 5 提案及び研究開発にあたっての留意事項 | .23 |
| 3.6 | 5 本プログラムのマネジメントについて | . 23 |
| 第 4 | 章 公募・選考 | 27 |
| 4.1 | 1 公募期間・選考スケジュール | . 27 |
| 4.2 | 2 研究開発期間 | .28 |
| 4.3 | 3 研究開発費(直接経費) | . 28 |
| 4.4 | 4 採択予定件数 | . 28 |
| 4.5 | 5 応募要件 | . 29 |
| 4 | 4.5.1 重複応募について | . 29 |
| 4 | 4.5.2 提案者の要件 | .29 |
| 2 | 4.5.3 研究機関の要件 | .31 |
| 4.6 | 5 応募方法 | .31 |
| 4.7 | 7 選考方法 | .32 |
| 2 | 4.7.1 選考のプロヤス | 32 |

| 4 | I.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施 | 33 |
|------------|--------------------------------------|----|
| 4.8 | 選考にあたっての主な視点 | 35 |
| 4.9 | その他留意事項 | 37 |
| 等 c | 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について | 20 |
| | 享 社会攻例如丸開光にのける如丸開光の推進寺に ついて 実施計画 | |
| | | |
| | !実施体制 | |
| | また。現立は2 | |
| | · 委託研究契約 | |
| | 研究開発費 | |
| | 5.5.1 研究開発費(直接経費) | |
| | 5.5.2 間接経費 | |
| | i.5.3 複数年度契約と繰越制度について | |
| 5.6 | ,報告 | 43 |
| 5.7 | '評価 | 43 |
| 5.8 | 研究代表者及び主たる実施者の責務等 | 44 |
| 5.9 | 研究機関等の責務等 | 46 |
| 5.1 | 0 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合 | 48 |
| 5.1 | 1 その他留意事項 | 49 |
| 5 | 5.11.1 出産・子育て・介護支援制度 | 49 |
| 5 | 5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について | 50 |
| - | | |
| _ | 章 応募に際しての注意事項 | |
| | 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について | |
| 6.2 | · 不合理な重複・過度の集中に対する措置 | 53 |
| 6.3 | ・他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況 | 55 |
| 6.4 | ・不正使用及び不正受給への対応 | 55 |
| 6.5 | 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 | 58 |
| 6.6 | 関係法令等に違反した場合の措置 | 58 |
| 6.7 | 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について | 58 |
| 6.8 | ・ 繰越について | 59 |
| 6.0 | 府省共通経費取扱区分表について | 59 |

| 笙 1 | 10 音 参考資料 | 124 |
|-----|-------------------------------------------|-------|
| 第9 |) 章 提案書の記載要領 | . 102 |
| 第 8 | 3 章 提案公募 Q&A | 91 |
| 7. | 5 具体的な操作方法と注意事項 | 78 |
| 7. | 4 利用可能時間帯、問い合わせ先 | 76 |
| 7. | 3 e-Rad による応募方法の流れ | 76 |
| 7. | 2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募に当たっての注意事項 | 75 |
| 7. | 1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について | 75 |
| 第7 | 7 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について | 75 |
| 6. | 29 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について | 73 |
| | 28 JST からの特許出願について | |
| | 27 研究者情報の researchmap への登録について | |
| | 26 e-Rad からの内閣府への情報提供等について | |
| | 25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて | |
| | 24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について | |
| _ | 23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について | |
| 6. | 22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について | |
| 6. | 21 競争的研究費改革について | |
| | 20 論文謝辞等における体系的番号の記載について | |
| | 19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について | |
| 6. | 18 社会との対話・協働の推進について | 65 |
| 6. | 17 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処) | 64 |
| 6. | 16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について | 64 |
| 6. | 15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について | 63 |
| 6. | 14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について | 63 |
| 6. | 13 博士課程学生の処遇の改善について | 61 |
| 6. | 12 研究設備・機器の共用促進について | 60 |
| 6. | 11 年度末までの研究開発期間の確保について | 60 |
| 6. | 10 費目間流用について | 59 |

第1章 研究提案公募に当たって

1.1 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、JST という)社会技術研究開発センター(以下、RISTEX という)は、社会の具体的な課題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会課題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な課題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)(以下、本事業という)は、RISTEX 等において社会課題解決に重要と考えられる研究開発領域・プログラム(以下、領域・プログラムという)を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト(以下、プロジェクトという)を推進するものです。領域・プログラムのマネジメントは、領域・プログラムアドバイザーの協力を得て、領域・プログラム総括が行います。研究代表者及び研究開発実施者(以下、実施者という)は、プログラム総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

○プログラム総括

プログラムの目標達成に資するプログラムの運営 責任者として、プログラムをマネジメントする者。

○プログラム総括補佐

プログラム総括からの委任を受けて、プログラム総括の役割の一部を代行する者。

○プログラムアドバイザー

専門的な立場からプログラム総括に適切な助言を 行う者。

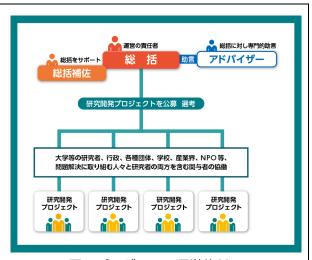


図:プログラムの運営体制

プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザーは、研究開発実施場所訪問(サイトビジット)などによりプロジェクトの進捗を把握し、研究開発チームの自主性・自律性を尊重しつつ指導や助言を行う。また、プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、事後評価等を行う。このほか、プロジェクトの活動や成果を公開して、人脈形成を促す機会や、外部からの意見を採り入れる機会を提供する。

○研究代表者

プロジェクトを代表する、プロジェクトの総責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理等を研究機関とともに適切に行う。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献します!

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ブダペスト宣言*)の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思います。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濵口 道成

- ※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。
- ○持続可能な開発目標(SDGs)と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。
 - (和文) https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html
 - (英文) https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS





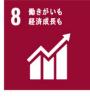


































1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています!

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ(多様性)」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標(SDGs)においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濵口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の

応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

- 1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
- 2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
- 3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
- 4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学 文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いし ます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濵口 道成

1.2.4 オープンアクセス及びデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究開発計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04
- ○オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映(改正)を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「6.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照ください。

第2章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方

プログラム総括(社会的孤立枠担当): 浦 光博

追手門学院大学 教授

1. 社会的孤立・孤独の予防

古来より、人間はつながりの中で、家族・集落・国といったさまざまなレベルの集団・共同体を形成してきました。近代以前の社会では、人々は家族や地域共同体におけるつながり、すなわち血縁・地縁を基盤とする生活のなかで自給自足的な労働や生産をしてきました。これが、国民国家の成立及び産業革命を経て近代社会になり、自身の労働力が売買可能な資産となったことや、人権思想の発展から個人は血縁・地縁からある程度独立し、自立的な存在となることが可能となりました。伝統的なつながりからの解放は、個人の自由や選択の可能性を意味していましたが、同時に、個人を守ってきた集団の結びつきが希薄化し、多くのことが個人の選択に委ねられ、その結果は自己責任のもとに帰されてしまう傾向も見られるようになりました。

今日の日本は、少子高齢化、核家族化などによる世帯規模の縮小や、都市的生活様式の浸透、経済のグローバル化の進展や経済の低成長化等による非正規雇用の労働者の増加など、さまざまな社会構造の変化に直面しています。このような社会構造の変化を背景として、社会的孤立・孤独が社会問題として顕在化しています。社会的動物としての人は、他者との安定的な関係性なしには適応的に生きていくことが困難です。社会的孤立・孤独はこのような人の適応に直接的・間接的に影響し、心身の健康を悪化させ、孤立死や自殺といった深刻な事態を引き起こすこともあります。また、多くの人びとが孤立し互いに関心を向け合うことが少ない社会では社会規範の弱体化が進み、逸脱行動の増加を招くことにもなります。また、相互の無関心によって犯罪被害リスクが高まることにもなります。

また、2020年には新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的大流行により、家庭・学校・職場・公共施設など様々な場において、個人間の物理的な距離の確保が必要となりました。これまで特段社会的孤立・孤独リスクが高いと考えられていなかった状況にある人びとも、新型コロナウイルス感染症の影響により社会的孤立・孤独に陥る可能性があることが注目されました。例えば、大学に入学した新入生が、自宅でオンライン授業を受け続けなければならなかったために、大学への帰属意識を持てず、友人と会うことや悩みを相談することができていないことから精神的に不安定になり、休学や退学を考えるようなことがあります。他にも、育児中の母親や、地域とのかかわりが薄い退職者など、一見普通の生活を送っている人でも、何らかのきっかけで社会的つながりを失

い、社会的孤立・孤独に陥る可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、オンライン化が進行し、人と人との信頼関係や合意形成のあり方が変わる中で、具体的にどういった層において、どのように社会的孤立・孤独の状況に陥る者が増えているのか、新しい状況下での社会的孤立・孤独メカニズムを検証し、予防につなげる必要があります。

また、早期に対処すれば解決する問題でも、自己責任論などのため、自ら周囲に支援を求めることができないまま深刻な社会的孤立・孤独に陥ってしまう場合、当事者を発見しアプローチすることが困難となることもあります。このため、社会的孤立・孤独に陥るリスクをできるだけ早い段階で把握し、深刻な社会的孤立・孤独に陥る前に予防することが非常に重要となります。

2. 取り組むべき社会的孤立・孤独と目指す社会

社会的孤立とは、他者との接触の欠如や社会的活動を行っていないこと、親密な他者がいないことなど、客観的な関係性の欠如を意味します。そして孤独は、そのような客観的な関係性の程度とは独立して、個々人がどれくらい孤立や関係性の欠如を主観的に感じているかを意味します。多くの研究では、社会的孤立と孤独が独立して健康や寿命に影響する可能性が示されています。例えば、社会的なつながりがあったとしても、その中で孤独を覚えることで健康が損なわれる可能性があり、また逆に、孤独を感じていなくても、社会的に孤立していることで健康が損なわれる可能性もあります。心身に問題を抱える人々へ介入しようとする際には、このような対人関係についての客観的な側面と主観的な側面の双方に配慮する必要があります。

また、社会の中からある地域が孤立したり、地域の中である家族が孤立したり、家族の中で個人が孤立するなど、社会的孤立には重層的な側面があることも、着目すべき観点です。

社会的孤立・孤独は環境から切り離された個人の病的な特性ではありません。本人の価値観や選好の結果であったり、自ら選択・実現できなかったライフ・コースの帰結でもあったりします。社会規範、制度・政策などの環境条件が反映される例もあり、検討されるべきは個人ではなく、社会的環境と判断される場合もあります。このことを忘れて個人の病的な特性であるかのように、自己責任として扱ってしまうとすれば、その結果、更なる、新たなスティグマを生む可能性を危惧します。

近年、顕在化している社会的孤立・孤独としては、例えば以下のようなものがあります。(これらはイメージの例示に過ぎませんので、これらに拘ることなく、プログラム目標の達成に貢献する提案を歓迎します)

・近親者による暴力や虐待の危険にさらされており、危険な居場所を転々とする中で妊娠し、誰

にも相談できない若年妊婦の社会的孤立・孤独

- ・新入学、就職、新生活の開始等による環境変化と、オンライン授業、テレワークの拡大といった ソーシャルディスタンスの影響による、都市型の若者の社会的孤立・孤独
- ・デジタルネイティブ世代におけるネットいじめなど、仮想空間における社会的孤立・孤独
- ・職場内での無気力症、職場内失業、更にはメンタル不調、退職といった負の連鎖による社会的孤立・孤独
- ・高齢者の役割の喪失や社会参加・交流不足による、心身の活動性の低下など健康問題との相乗 効果により深刻化する社会的孤立・孤独
- ・災害時に言語・文化の違いや情報の不足等から、集団として取り残される在留外国人のコミュニティの社会的孤立・孤独

社会的孤立・孤独に関しては、不登校・ひきこもりなどに対する既存の支援事業がありますが、当事者に対する短期的・応急処置的な施策にとどまることがあります。目標が就学者数や就労者数など、既存の社会規範に基づいて決められており、当事者本人が納得できず社会とのつながりを再び失うこともあります。また、社会的孤立・孤独の問題の大きな特徴として、見えにくいこと(不可視性)があります。そもそも社会的つながりを失い、周囲から見えにくくなることからも、孤立が深まります。特に、新型コロナウイルス感染症の流行を受けた対面による接触の減少により、これまで以上に見えにくくなっている部分もあります。また、孤立感・孤独感といった個人の主観・内面を捉えることはさらに困難です。さまざまな社会構造の変化の中、制度の狭間にあってこれまでの見守り活動や支援制度から外れる人も増加しており、さらに、個人情報保護やプライバシー等に配慮した当事者の情報の取り扱いが必要です。社会的孤立・孤独を当事者の自己責任と捉えるのではなく、社会・環境・時代も含めた視点で分析し、社会的孤立・孤独の状況に応じた、再現性のある施策を開発・実装するための方法論が確立しているとはいえません。そのため、社会的孤立・孤独の問題に対して戦略的に対応できず、試行錯誤が繰り返されることも生じます。

これらの課題に対し、本プログラムでは、孤立する主体の環境や状況に関連する情報から孤立状態を可視化して測定し、これに基づき望まない孤立を予防するというアプローチをとります。また、目標とするのは社会としての、孤立を生まない新しいつながり・ネットワークの構築であり、孤立してしまう主体にとっての新しいつながり・ネットワークの構築でもあります。そのため、本プログラムでは、社会的孤立を主軸におきつつ、孤独や社会的排除、あるいは幸福度やウェルビーイングといった関連する概念も含めた多角的な視点で研究開発を推進します。

今後、Sociery5.0 やその背景となる AI のような関連技術の進展もあり、社会構造や人々の価値

観が大きく変容していくと考えられます。「社会的孤立・孤独の何が問題なのか」、「社会的孤立・孤独の予防により何を実現すべきか」、「どのような介入に慎重であるべきか」といった根本的な問いに向き合いながら、一人ひとりの尊厳ある生き方を実現するために、本プログラムでは、中長期的な視点から、人・組織・コミュニティ間の既存のつながりの在り方を問い直し、時には固い絆をつくり、時にはそっと距離を置いて見守るといったように、ゆるやかにつながることで人・組織・コミュニティが存在し続けることができる、多様な社会的つながり・ネットワークを構築して、社会的孤立・孤独を生まない社会を創出することを目指します。

3. 人文・社会科学の知見の活用と社会課題解決型の研究開発

我が国では、科学技術基本計画の根拠となる法律、「科学技術基本法」が 2020 年 6月に改正され、 2021 年 4月から「科学技術・イノベーション基本法」へと名称が変わり、人文・社会科学の振興と イノベーションの創出が法の振興対象に加えられました。第 6 期科学技術基本計画(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)には、科学技術・イノベーション政策が、科学技術の振興のみならず、社会的価値を生み出す人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」の融合による「総合知」により、人間や社会 の総合的理解と課題解決に資する政策となったことを意味するものと記載されています。

本プログラムにおいては、人々の行動・心理・社会的背景の分析、さらには、社会的孤立・孤独とは何を意味し、そのどういった側面が問題であるかを精査するための歴史、哲学、人類学的な検討や、国際比較による社会的孤立・孤独を生む日本社会の特質の検証など、幅広い人文・社会科学分野の知見も活用した根源的なアプローチをとります。また、社会的孤立・孤独を生むメカニズムの解明にとどまらず、各分野での個別の取り組みに横串を通し、戦略的な施策の開発・実装につなげる、社会課題解決型の研究開発を推進します。その際、各府省庁の施策や各分野を横断し、官民、民民のネットワーク拡充にも貢献する研究開発や、ICT や芸術など異分野との融合的な取組も歓迎します。

第3章 研究開発プログラムの概要

3.1 プログラム目標

RISTEX では、SDGs の達成に向けて、複合的で幅広いテーマの地域課題に対して既存技術シーズを活用した即効性のあるソリューション創出やソリューションの他地域展開を目指した研究開発プログラムとして、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム(SOLVE for SDGs)」と題し、シナリオ創出フェーズとソリューション創出フェーズの2種類の活動を、2019年度より実施しています。社会的孤立・孤独はSDGs の重要な観点の一つであることから、当該プログラムの下に特別枠(社会的孤立枠)として、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」(以下、「本プログラム」という)を設定し、研究開発を実施いたします。

本プログラムにおいては、人口減少・少子高齢化、経済変動、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等の新興感染症による影響など、様々な社会構造の変化を踏まえ、社会的孤立・孤独のメカニズムを明らかにすると共に、社会的孤立・孤独を生まない社会像を描出し、人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクの可視化や評価手法(指標等)、社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組みの研究開発を推進します。その際、開発した評価手法(指標等)に基づいた、社会的孤立・孤独の予防施策の効果検証を含め、PoC(Proof of Concept:概念実証)までを一体的に行います。本プログラムの実施を通して、人・組織・コミュニティ間の多様な社会的つながり・ネットワークを実現し、社会的孤立・孤独を生まない社会の創出を目指します。

3.2 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行を受けた 2021 年度の公募について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な流行により、対面による直接的なコミュニケーションが困難となり、想定外の物理的な分断への対応が迅速かつ十分でないあらゆる場面で、社会的孤立・孤独の顕在化・深刻化がおこり、また、これまで社会的孤立・孤独から無縁だった人や集団も社会的孤立・孤独に陥るリスクが高まっています。今後、ウィズコロナ・ポストコロナの社会における望ましいつながり・ネットワークのありかたを追求し、これを積極的に構築していく必要があります。したがって、2021 年度は、全ての提案について、新型コロナウイルス感染症の社会的影響を踏まえたものを募集します。

3.3 研究開発対象

社会的孤立・孤独の問題は様々な社会構造の変化により複合化・複雑化しているため、短期的・応急処置的に、個別の対象ごとに取り組むのではなく、人々の行動や心理、社会的背景を深く洞察

する根源的で、横断的・俯瞰的なアプローチを通して、より戦略的に有効な施策を開発・実装する ことが必要です。

本プログラムでは、様々な社会構造の変化を踏まえ、人文・社会科学の知見も活用し、社会のメカニズム理解にまで掘り下げた研究開発が必要なものを対象とし、研究知と現場知を融合させ、施策現場での PoC (Proof of Concept: 概念実証)まで実施することを想定しています。具体的には以下の「①社会的孤立・孤独メカニズム理解と、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像の描出」、「②人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクの可視化と評価手法(指標等)の開発」、「③社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み」の研究開発要素全てを含めて一体的に推進します。

特に、実社会における課題解決のためには、研究開発要素の①や②が確実に③につながり、社会における仕組みとして現実に機能することが重要です。概念的な研究に留まることがないよう、開発した社会的仕組みを実際に稼働させる場所や対象が明確な取り組みが求められます。

このため、研究開発要素③において、開発した、社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組みを実証するに当たっては、その現場となる国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどを具体化した提案を求めます。

また、既存の施策の評価等を通した研究知と現場知の相互作用の促進、様々な種類の社会的孤立・孤独の横断的・俯瞰的分析、ICT や芸術分野など、異分野との融合的な取組を積極的に推進することが期待されます。

<研究開発要素>

① 社会的孤立・孤独メカニズム理解と、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像の描出

人や集団の行動、心理、社会的背景の検証から、どのようなメカニズムによって社会的孤立・孤独が生じるのか、社会的孤立・孤独の状況にある者の視点も考慮した社会の在り方を分析します。その結果を基に、予防すべき社会的孤立・孤独を明確にすると共に、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像を描出します。その際、「社会的孤立・孤独の何が問題なのか」、「社会的孤立・孤独の予防により何を実現すべきか」、「どのような介入に慎重であるべきか」といった根本的な問いに向き合いながら、研究開発を進める姿勢が必要です。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、仮想空間におけるつながりの重要性が急激に増しており、何をもってつながりとし、誰のどのような社会的孤立・孤独の予防に役立てるかを明確にするための概念整理が重要となります。

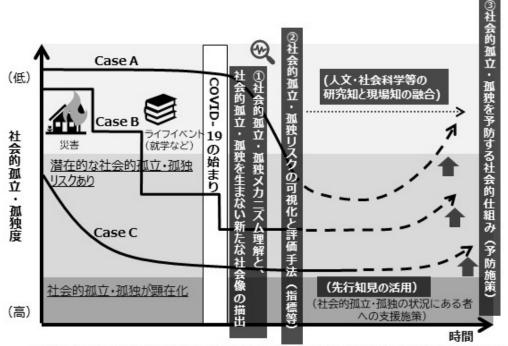
② 社会的孤立・孤独リスクの可視化と評価手法(指標等)の開発

①で描いた社会像の実現に向け、まず人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクを早期にとら

えるための可視化や評価手法(指標等)を研究開発します。具体的には、社会的孤立・孤独の予備群である人や集団へのアウトリーチ手法、社会関係資本・健康・貧困・幸福度・QOL等に係る量的・客観的情報だけでなく、ドキュメント・映像・SNS など多様な媒体に表現された質的・主観的情報を活用し、統合的に社会的孤立・孤独予備群を抽出するための手法、ヒューマンセンシングやオンラインアクセス履歴など ICT を活用した情報収集とデータベース化手法、プライバシーに配慮した情報収集・加工手法等が含まれます。特にプライバシーに関しては、誰からどのような情報を獲得し、どう利用するのか、さらにどのような介入につなげるのかを、施策現場での支援者や当事者との相互理解に基づき判断する必要があります。また、データを取得するという行為や、人の行動変容を意図した介入に利用するということの倫理性を議論し、責任ある研究開発を進めることが重要です。

③ 社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み

社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み(予防施策)を開発し、②で開発した社会的孤立・孤独リスクの可視化・評価手法(指標等)に基づいた評価・実証を行います。具体的には、社会的孤立・孤独予備群である人や集団のための新たな接続先や居場所の設計・実現、社会的孤立・孤独予備群を低減するための教育プログラムの実現、新たな社会像に対する理解を拡げる啓発活動のためのマスメディアとの連携方法や政策提言、といったものが含まれます。PoC(Proof of Concept:概念実証)として、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどを対象に、社会的孤立・孤独予防のための施策のプロトタイプを実現し、施策現場において試行した結果の評価まで行います。



Case A: 社会的孤立・孤独とは無縁だったが、COVID-19をきっかけに社会的孤立・孤独リスク増加

Case B: 災害/ライフイベントをきっかけに社会的孤立・孤独リスクが徐々に増加し、COVID-19より更に悪化

Case C: 所与の環境・障害により、例えば幼少期から社会的孤立・孤独リスク高

「厚生労働省、社会的排除にいたるプロセス〜若年ケース・スタディから見る排除の過程〜概要(内閣官房/内閣府提出資料)、

第8回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料 (平成24年9月28日)」を参考に、RISTEXにて作成

図 研究開発要素①②③の一体的推進

3.4 スモールスタート(可能性検証)/ステージゲート評価

本プログラムでは、幅広い人文・社会科学分野の知見も活用した根源的なアプローチにより、解明した社会的孤立・孤独のメカニズムや、描出した新しい社会像に基づき、施策現場との乖離を生じることなく、実社会において真に有効な社会的孤立・孤独の予防施策を創出することが極めて重要です。そのため、描出した新しい社会像を実社会で実現させるための具体的な構想の策定や、人文・社会科学や自然科学の研究者と施策現場など社会の多様な関与者が協働する体制の構築、施策現場からのニーズ(施策の評価指標等)の研究開発側による把握、などを支援し、育てていく機能・制度的枠組みが必要と考えます。

そこで、2021 年度は、新しい社会像の実現に向けた構想の策定、施策現場との接続などの体制構築の強化を図りつつ、研究開発要素①②③の一体的推進と PoC 実施に向けた道筋を確実なものとし、本格的な研究開発の可能性検証を行うために、原則1年半程度をスモールスタート(可能性検証)期間として設けます^{注1)}。

プロジェクトは、「3.3 研究開発対象」の研究開発要素①②③を PoC まで一体的に推進するにあたっての課題・障壁や困難さ等のボトルネックを明確にした上で研究開発を開始するものとし、スモールスタート期間中に、ボトルネックの解決に向けた道筋の明確化を中心に取り組みます。その

後、2022 年度末までにプロジェクトのステージゲート評価^{注 2)} を行い、「3.3 研究開発対象」の研究開発要素①②③を PoC まで一体的に推進する体制の整備状況や、プロジェクト目標の達成の観点から、研究開発の継続が妥当と判断されたプロジェクトは、実施内容や実施体制の適正化を行った上で、原則約3年程度の本格研究開発期間に移行します。また、研究開発成果の定着、展開等の可能性の更なる向上が期待される場合には、評価を経て、2年間を上限として研究開発期間を延長することができます。

なお、本格研究開発期間に移行する場合は、プロジェクト内のチーム間や、プロジェクト間の統合や再編などを行うことがあります。

- 注1) スモールスタート(可能性検証): プロジェクトの採択時には比較的小規模で開始し、本格研究開発に向けてプロジェクトの体制を整備し、PoC 実施を含めプロジェクトの目標達成への道筋を検証する仕組み
- 注 2) ステージゲート評価: 研究開発をスモールスタートと本格研究開発のステージに分け、スモールスタート期間の評価に基づいて、研究開発の継続の妥当性を判断し、本格研究開発への移行又は中止を決定する仕組み

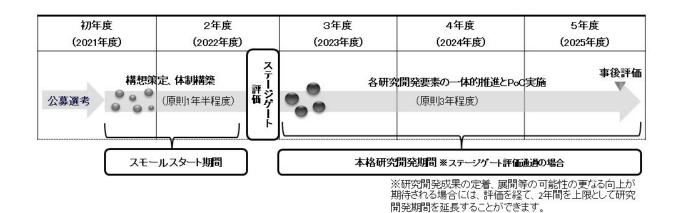


図 スモールスタート(可能性検証)/ステージゲート評価

具体的には、スモールスタート期間においては、本格研究開発に向けた次のような活動を中心に 取り組みます。

・研究側と施策現場側それぞれのニーズや課題の相互理解に基づき、「3.3 研究開発対象」の研究開発要素①②③を PoC まで一体的に推進する計画の具体化

- ・PoC の実施を含め、プロジェクトの目標達成に対するボトルネックの解決へ向けた道筋の明確 化
- ・「3.3 研究開発対象」の研究開発要素①②③を一体的に推進するために、人文・社会科学や自然 科学の研究者並びに施策現場など社会の多様な関与者が協働する体制の構築
- ・PoC 実施のために、開発した社会的孤立・孤独の予防施策等の効果を、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場で実証できる仕組みの整備
- ・研究開発成果が将来もたらし得るインパクト(学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・産業ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など)の描出

3.5 提案及び研究開発にあたっての留意事項

- ・国内の行政機関、大学、研究機関、公益法人、NPO、民間企業等、組織として JST からの研究 委託が可能な主体が連携して研究開発を実施します。
- ・「3.3 研究開発対象」の研究開発要素①②③を一体的に実施するためには、研究側と施策現場側の乖離を埋めて、研究と実践を同時進行し、施策現場から得られた様々な知見を、制度・社会デザインにつなげていく社会実装のための研究が必要です。そのため、本格研究開発開始時までに、研究側、施策現場側(研究成果の利用者)双方がプロジェクトに参加することが望まれます。
- ・人文・社会科学と自然科学の分野横断的な知見や、顕在化した孤立者への支援施策等に係る先 行知見を活用し、ハード・ソフト両面からの包括的、総合的な研究開発を促進することを期待し ます。
- ・研究開発の終了後も発展的な取組が継続的に行われるために、地方自治体、NPO、教育機関などの関係機関との連携を研究開発の初期の段階から十分に行うことが重要です。
- 研究対象、研究の手法や前提条件、技術開発におけるデザインなど、研究開発のあらゆる側面に おいてジェンダーをはじめダイバーシティの視点に配慮することとします。
- ・本プログラムの掲げる課題は国内のみにとどまらず、現在・将来的に海外も同様な課題がある ことから、海外の知見・フィールド・人的資源の活用など海外との協働を対象とした提案も推奨 します。ただし、開発した社会的孤立・孤独の予防のための社会的仕組みは国内の特定地域や、 学校、職場、コミュニティなどの施策現場で実証する必要があります。

3.6 本プログラムのマネジメントについて

JST RISTEX は、以下のような体制及び方法で本プログラムを運営します。その際、同様に SDGs

達成に向けた課題解決のための施策の実現を目指す「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム(SOLVE for SDGs)」のシナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズと、研究開発の推進等において必要な連携を図ります。

- ・本プログラムの運営責任者としてプログラム総括(社会的孤立枠担当)を置き、全体マネジメントを行う。運営上必要があると認めるときは、プログラム総括の任務の一部を代行するプログラム総括補佐を置くことができる。
- ・プログラム総括に対し、専門的助言を行うプログラムアドバイザー(社会的孤立枠担当)を置く。
- ・その他、研究開発の推進や評価に必要な特定分野の専門家などの外部有識者として、評価専門 委員や外部推進委員を置いて意見を求めることができる。
- ・プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局が一体となり、プロジェクトの募集・選考を実施するとともに、効果的なプログラム運営に必要な会議や取り組み(研究開発への助言、サイトビジットの実施等)を行う。
- ・プログラム総括は、必要に応じて、研究開発費の調整やプロジェクトの再編、統廃合を含む見直 しを行う。
- ・本プログラムの運営にあたっては、社会の状況や国際的な動向にも留意しつつ、公募採択方針 における重点化や変更も含め、柔軟に対応していく。
- ・本プログラムの運営においては、特に、採択したプロジェクト間の交流や連携、相互作用を促進する各種企画、プロジェクトを横断・俯瞰する内外関係者との議論の場の設定(合宿/全体会議等)を積極的に行う。また、研究開発成果のアウトリーチ活動(成果報告会や Web などでの情報発信等)も実施する。

その他、本プログラムでは以下のような活動の実施も予定しています。

- ■新しい社会像の実現に向けた構想の策定、施策現場との接続などの体制構築を促進するために、 社会的孤立・孤独に係る多様な専門性や、社会的孤立・孤独の特徴を熟知した施策開発/運用の経験 者からなるマネジメント体制により、プロジェクトに対する構想策定への助言、体制強化等を図る ための人文・社会科学研究と施策現場のマッチングやプロジェクトを育てる伴走支援機能を提供し ます。
- ■本プログラムのリサーチ・クエスチョンを設定し、社会的孤立・孤独の全実施期間を通して、マネ

ジメントグループ、プロジェクト、外部有識者、成果の受け手・担い手等とプロジェクト横断的に議 論を行い、随時問いと答えを見直していきます。

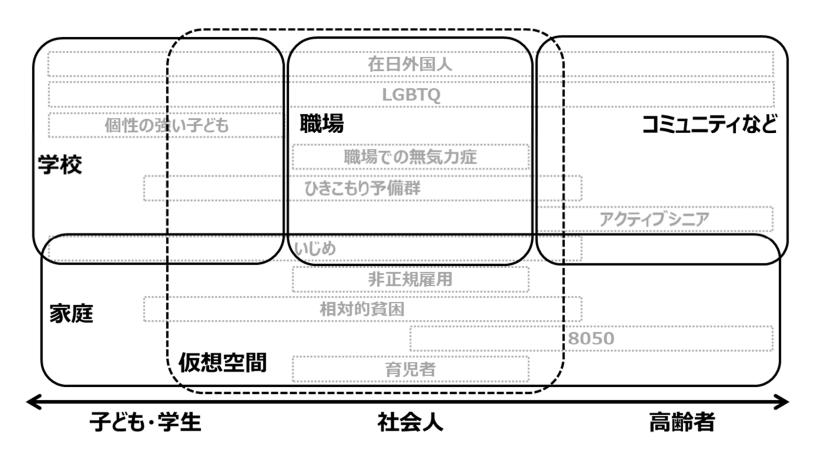


図 本プログラムにおけるポートフォリオ

本図は、横軸に「子ども・学生」「社会人」「高齢者」のライフステージをとり、様々な社会的孤立・孤独の種類と、「家庭」「学校」「職場」「コミュニティ」「仮想空間」といった居場所・集団・組織を例示的に俯瞰したもの。本プログラムにおいては、すでに顕在化している社会的孤立・孤独に係る先行知見も活用しながら、横断的な観点から社会的孤立・孤独の予防施策の実現を目指す。なお、本図に記載されていない社会的孤立・孤独に関する提案や、本図とは異なる視点での提案も十分想定される。

第4章 公募・選考

4.1 公募期間・選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。他の領域・プログラムとは募集締切日が異なりま すので、ご注意ください。

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます(「4.6 応募方法」参照)。募集締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成・申請環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

| 募集開始 | 5月20日(木) | |
|-------------|------------------------------------------------------------|--|
| 募集説明会 | 5月25日(火) オンライン実施 | |
| | 詳細は提案募集ウェブサイトに掲載 | |
| | (https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2021.html) | |
| 提案書受付期限※1 | 7月20日(火) 午前12:00(正午)【厳守】 | |
| 書類選考期間 | 7月下旬~8月(予定) | |
| 書類選考の結果通知 | 面接選考会の1週間前までに連絡(予定) | |
| 面接選考会※2 | 9月22日(水)、24日(金)(予定) | |
| 面談(採択条件の説明) | 10月6日(水)、7日(木)(予定) | |
| 選考結果の通知・発表 | 10月下旬(予定) | |
| 研究開発の開始 | 11月上旬(予定) | |

- ※1府省共通研究開発管理システム(e-Rad)での受付期限日時です。
- ※ 2 Zoom 等によるオンライン実施の可能性があります。その場合は事前の接続テストにご協力をお願いしております。

4.2 研究開発期間

- ・スモールスタート(可能性検証)期間:原則1年半程度
- ・本格研究開発期間 (ステージゲート評価通過の場合): 原則3年程度
- ※研究開発成果の定着、展開等の可能性の更なる向上が期待される場合、評価を経て、2 年間を 上限として研究開発期間の延長を可能とする。

4.3 研究開発費(直接経費)

- ・スモールスタート(可能性検証)期間:1,200万円/年程度上限
- ・本格研究開発期間(ステージゲート評価通過の場合): ステージゲート評価での精査や、当該年度の予算状況によるが、スモールスタート期間の予算規模と同程度~2倍程度を想定。

ただし、2021 年度(令和3年度)に関しては、11月に研究開発を開始する想定ですので、年度 末までの5ヶ月間の経費を計上してください。

- a. 研究開発費(直接経費)と間接経費の使途等については、「5.5 研究開発費」、提案公募 Q&A をご参照ください。
- b. JST は、研究代表者をはじめとする研究開発を行う者を直接雇用等はいたしません。

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の30%)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

採択後、配分される研究開発費の決定にあたっては、プログラム総括、プログラム総括補佐及び プログラムアドバイザーによるプロジェクトの進捗状況の把握等のマネジメントにより調整させ ていただくことがあります。詳しくは「5.5 研究開発費」をご参照ください。

4.4 採択予定件数

6 件程度

応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

※2021年度は、全て、新型コロナウイルス感染症の社会的影響を踏まえた提案を採択予定。

4.5 応募要件

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です!!

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」や「第8章 提案公募 Q&A」をお読みください。

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

- ※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ※ 応募要件は、採択された場合、当該プロジェクトの全実施期間中、維持される必要があります。 実施期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該プロジェクトの全体ないしー 部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、本項に加え、「第6章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容 をご理解の上、ご応募ください。

4.5.1 重複応募について

- (1) 1 人の方が研究代表者として応募できる提案は、1 件のみです。
- (2) 本プログラムは、「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム」、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム(シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ)」、「科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム」の 2021 年度公募に重複して応募することはできません。
- (3) 現在、社会技術研究開発の研究代表者は応募できません(当該研究開発の実施期間が 2021 年度内に終了する場合を除く)。
- ※他の戦略的創造研究推進事業(CREST、さきがけ、ACT-X 等)と重複して応募することはできます。

4.5.2 提案者の要件

a. プロジェクトのメンバーを統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。

b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する 体制を取ること。

なお、以下に該当する方も、提案者として応募できます。

- ・国内の機関に所属する外国籍の方。
- ・現在、特定の機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ・現在、海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の 機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ※「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「5.9 研究機関等の責務等」を参照してください。
- ※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。
- ※不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。
- c. プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等」をご参照ください。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。
- d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が 提供する教育プログラムを提案締切までに修了していること。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関 するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。
- e. 応募にあたって、以下の4点を誓約できること。
 - ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)の内容を理解し、遵守すること。
 - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正)の内容を理解し、遵守すること。
 - ・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為(捏造、改 ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。
 - ・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。 ※上記は e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

4.5.3 研究機関の要件

本プログラムにおける研究開発を推進することができる(委託研究契約を締結することができる)のは原則として国内の研究機関ですが、民間企業、各種団体、NPO、大学など主体を問いません。 「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」もご覧ください。

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.9 研究機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

各研究機関に対して、プロジェクトの採択に先立ち、また、委託研究契約締結前及び契約期間中に、事務管理体制・財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、委託研究費の適切な執行管理のために必要と認められた機関については、JST が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。

契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあり、その際 には実施体制の見直し等をしていただくこととなります。

なお、研究開発を実施する組織は、提案にあたって新たに組織化しても構いません。ただし、選 考に際しては、プロジェクトの終了後も社会課題解決が必要とされる期間、事業を継続できる組織 体制を有していることが考慮されます。

4.6 応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)より行っていただきます。

紙媒体(郵送、宅配便、持ち込みなど)及び電子メールによる応募受け付けはできませんので、ご留意ください。

詳細は「第7章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」をご参照ください。

(1) 研究機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける必要があります(研究代表者のみで構いません)。

新たに e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける場合、事前に提案者が所属する機関が、 以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください (ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です)。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトもご参照ください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方(特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方)は特にご注意ください。

(2) 提案書の作成・提出

本プログラムへの応募は、必ず提案者自ら提案書を作成し、応募していただくことをお願いしています。e-Rad ポータルサイト(https://www.e-rad.go.jp/)または本プログラムの提案募集ウェブサイト(https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2021.html)から提案書様式をダウンロードし、「第9章 提案書の記載要領」の説明を参考に記入してください。

提案内容は専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。 なお、提案書の提出は、必ず e-Rad サイトより行って頂きます。

4.7 選考方法

4.7.1 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「4.8 選考にあたっての主な視点」を基に総合的に判断します。

(1) 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考

では、提案者(研究代表者)に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。

- (2) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、提案者(研究代表者)に通知します。
- (3) 選考スケジュールは「4.1 公募期間・選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、 変更等については、本プログラムの提案募集ウェブサイト

(https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2021.html) にて随時お知らせします。

(4) 上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレスや電話番号等について、受着信の可能な状態に設定してください。

4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

選考は、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、提案書の様式 11 に具体的に記載してください。

- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族(以下、「研究代表者等」とという)についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
 - (直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有している のみの場合を含む。)
- b. 研究代表者等が役員(CTOを含み、技術顧問を含まない。)に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案について、当該機関 の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする場合、提案書の様式 11 にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる実施者に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合が あります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JSTが出資している企業(以下、「出資先企業」という)を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JSTの利益相反(組織としての利益相反)に該当する可能性があります。従って、JSTと出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を研究機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当

性等について評価します。

そのため、JSTの出資先企業を研究機関とする場合、提案書の備考欄にて出資先企業が研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

https://www.jst.go.jp/entre/news.html

4.8 選考にあたっての主な視点

選考にあたっては、以下のようなポイントを重視しながら総合的に検討した上で判断し、採択提案を決定します。提案にあたっては、「第 2 章 公募・選考にあたってのプログラム総括の考え方」及び「第 3 章 研究開発プログラムの概要」を必ず参照してください。

a. プログラム趣旨との合致・プログラム目標への貢献

提案された内容(課題、目標、研究開発計画等)は本プログラムの趣旨に合致し、本プログラムの 目標の達成への貢献が期待できる。

b. 意義・ビジョン

- ・ 解決すべき社会的孤立・孤独の予防に係る具体的な問題とその社会的背景や原因等が適切に提示されている。
- どのような社会的孤立・孤独を予防の対象とし、どのような社会を目指しているのか、そのビジョンが明確かつ適切である。

・ 提案する研究開発の独創性が具体的に述べられ、国内外の関連する研究開発や取り組みの動向 に鑑み挑戦的である。

c. 計画の妥当性

- 目指す目標がアウトカムも含めて適切に設定されている。
- ・ 目標の達成に向けて計画(予算規模、期間、マイルストーンの設定や PDCA 等のプロセス)が 適切である。
- ・ PoC の実施を含め、プロジェクトの目標達成に向けた課題・障壁や困難さ等のボトルネックに ついて想定し、その対応方策についても具体的に検討されている。
- 社会の動向に対応した適切な研究開発計画となっている。
- 多様な関与者からフィードバックを受ける計画になっている。また、研究開発の節目において、 公表等を行い外部から適切に意見を集め改善すべき点を是正できる計画になっている。

d. 実施体制の妥当性

- ・ 研究提案者は、プロジェクト遂行のための実績を有している。また、構想の実現に必要な手が かりが得られている。
- ・ 「3.3 研究開発対象」の研究開発要素①②③を一体的に推進するために、人文・社会科学や自然科学の研究者並びに施策現場など社会の多様な関与者による十分な連携体制が構築されているか、本格研究開発期間開始時までに構築される見込みがある。
- ・ PoC 実施のために、開発した社会的孤立・孤独の予防施策等の効果を、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場で実証できる仕組みができているか、本格研究開発期間開始時までに整備される見込みがある。
- 研究開発終了後の発展も視野に入れた、人的・資金的に持続可能な体制が検討されている。
- 機動的かつ効果的なプロジェクト・マネジメントが期待できる。

e. 研究開発成果のインパクトとその展開可能性

・ 提案する研究開発成果のインパクト(学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・産業 ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など)が見込まれる。

プロジェクトの選考・採択にあたっては、対象とする社会的孤立・孤独や分野等も考慮するが、さらに以下の点にも配慮することとする。

- ・ 国際的な視点から、国内外の研究動向の中に提案されるプロジェクトを位置づけたうえで、国際的にも有意義な成果の発信が期待できる。
- ・ 若手や女性の研究者の参加・活躍等、人材育成が期待できる。

4.9 その他留意事項

- ※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない場合があります。
- ※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。 詳しくは、「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照してください。

お問い合わせ等

(1) 公募要領の掲載・提案書の提出先等

| 公募要領及び最新情報 | SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム(社会的孤立枠) | |
|--------------|----------------------------------------------------------|--|
| | 提案募集ウェブサイト | |
| | https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2021.html | |
| 公募要領及び提案書の提出 | 書の提出 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ウェブサイト | |
| | https://www.e-rad.go.jp/ | |

(2) お問い合わせ

| 募集内容について | JST 社会技術研究開発センター(RISTEX)(募集担当) | |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 制度・事業、提出書類の作成・提出 | (社会技術研究開発全般に関するお問い合わせ) | |
| に関する手続き等 | e-mail : boshu@jst.go.jp | |
| | (本プログラムへの応募に関するお問い合わせ) | |
| | e-mail : boshu-koritsu@jst.go.jp | |
| | | |
| | お問い合わせは電子メールでお願いします。 | |
| 府省共通研究開発管理システ | お問い合わせは電子メールでお願いします。 e-Rad ヘルプデスク | |
| 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について | | |
| | e-Rad ヘルプデスク | |

- ※採否を含む審査状況に関する問い合わせには一切回答できません。
- ※提案書受付期限日(提案締切日)間近は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

第5章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について

5.1 実施計画

- a. 採択後、研究代表者は、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、 年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施 体制が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際 の研究開発費は、研究開発計画の策定時にプログラム総括の確認、承認を経て決定します。
- b. 研究開発計画(全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書)は、プログラム総括の承認を経て 決定します。プログラム総括はプログラム総括補佐、プログラムアドバイザーの助言を踏まえ、 研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究 開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- c. プログラム総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。
- d. プログラム総括の判断により、プロジェクトの期間短縮、研究開発費の減額もしくは中止を行うことがあります。

※研究開発計画で定める研究開発実施体制及び研究開発費は、プログラム総括によるマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

5.2 実施体制

- a. 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者は、構想を実現するために、課題解決に取り組む人々をプロジェクトメンバー(数名~20 名程度)として参画させ、適切な実施体制(グループ)を構築していただきます。プロジェクトメンバーには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者も含めます。
- b. 実施体制を構築するにあたり、グループ毎の役割、担当する研究開発の内容を明確にした上で、研究開発を実施します。
- c. JST は、予算を執行する実施者(研究代表者、主たる実施者等)の所属機関(研究機関と呼ぶ) と委託研究契約を締結します。
- d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者(あるいはその補助者等)を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。

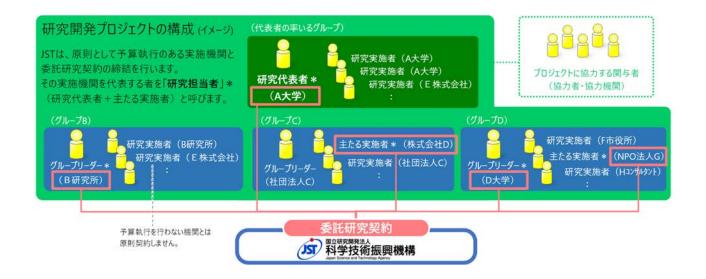


図 研究開発プロジェクトの構成

5.3 実施拠点

実施者は研究機関を拠点として研究開発を実施することを原則とします。

5.4 委託研究契約

- a. 採択後、JST は研究担当者(研究代表者、主たる実施者)の所属する研究機関との間で委託研究 契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究開発が 実施できないことがあります。詳しくは、「5.9 研究機関等の責務等」をご参照ください。
- c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

(補足) 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等(本事業においては JST)が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、 一定の公共性が 認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交 付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5.5 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の 30%)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

5.5.1 研究開発費(直接経費)

研究開発費(直接経費)とは、プロジェクトにおける研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費: 新たに設備(※1)・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費:研究代表者、主たる実施者及び採択後に作成する研究開発計画書記載の実施者等の 旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- c. 人件費・謝金: [人件費] 本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等 (但し、主たる実施者を除く)の人件費(※2)・謝金、[謝金] 講演依頼謝金等
- d. その他: 研究成果発表費用 (論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等
- (注) 研究費(直接経費)として支出できない経費の例
 - ・研究目的に合致しないもの
 - ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
 - ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの (※3)
- ※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム(以下、「機器共用システム」という)」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「6.12 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。
- ※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者 (以下、「PI」という)となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費 (バイアウト経費)を支出することができます。

以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

※3 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの) と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

JST 委託研究契約事務処理説明書

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

府省共通経理取扱区分表(JST 戦略的創造研究推進事業)

https://www.jst.go.jp/contract/download/2021/2021kisokens309betsu.pdf

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入) 及び、直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(連絡)」 (令和2年9月17日)

https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf

なお、戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)における対象者の適用範囲、支出上限等の 方針については、以下 URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding outline/for researcher.html

5.5.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費(直接経費)の30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年7月18日改正)に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

5.5.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています(なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なるほか、研究機関の事務管

理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります)。

5.6 報告

書面による報告は、各年度及び終了報告を基本とします。ただし、必要に応じて別途の報告をお願いすることがあります。また、年度報告は次年度計画の承認にも係わりますのでご留意ください。また、プロジェクトの進捗状況に応じて、例えば、研究開発の継続が困難になった場合、もしくは当初の研究開発計画よりも早期に事業計画の実行が可能になり JST からの支援が必要でなくなった場合等には、プログラム総括、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーによるマネジメントによって、研究開発計画の修正や研究開発期間の変更(研究開発の中止を含む)をお願いする場合があります。

なお、プロジェクトの進捗報告については、プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局等向けだけでなく、多様なステークホルダーや広く一般に向けた形での報告・広報も重視します。小冊子や SNS 等を活用したタイムリーな情報発信が行える体制づくりをご検討ください。

5.7 評価

- (1) プログラムの評価
- ・本プログラムについては、一定期間経過した時点(中間時、終了時)で評価を実施します。
- (2) プロジェクト等の評価
- ・応募提案は、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て選考を行います。また、スモールスタート期間の研究開発開始後、2022 年度末までにプロジェクトのステージゲート評価を行い、「3.3 研究開発対象」の研究開発要素①②③を PoC まで一体的に推進するにあたっての課題・障壁や困難さ等のボトルネックの解消に向けた対応とその後の実現可能性を判断します。継続が妥当と判断されたプロジェクトは、実施内容や実施体制の適正化を行った上で、原則3年程度の研究開発(本格研究開発)を行います。
- ・全てのプロジェクトについて、研究開発実施終了時に、プログラム総括がプログラム総括補佐、 プログラムアドバイザー等の協力を得て、事後評価を実施します。
- ・本格研究開発の成果の定着、展開等の可能性の更なる向上が期待される場合には、評価を経て、 2年間を上限として研究開発期間を延長することができます。
- ・本格研究開発実施終了から一定期間後に、追跡調査を行います。
- (3) ステージゲート評価基準

スモールスタート期間から本格研究開発期間に移行する際のステージゲート評価基準は、以下の とおりです。(a.~c.の項目に基づいて総合的に評価します)

- a. 研究開発の進捗状況について
- ・スモールスタート期間における研究開発成果が着実に出ているか。
- ・スモールスタート期間における研究開発成果により、研究側と施策現場側それぞれのニーズや課題の相互理解に基づき、「3.3 研究開発対象」の研究開発要素①②③の一体的推進と PoC 実施までの計画が整理されているか。
- ・プロジェクト内のチーム間やプロジェクト間の統合・再編があった場合、その効果と計画に ついて整理されているか。
- b. 研究開発体制について
- ・「3.3 研究開発対象」の研究開発要素①②③を一体的に推進するために、人文・社会科学や自然科学の研究者並びに施策現場など社会の多様な関与者による十分な連携体制が構築されているか。
- ・PoC 実施のために、開発した社会的孤立・孤独の予防施策等の効果を、国内の特定地域、学校、職場、コミュニティなどの施策現場で実証できる仕組みができているか。
- c. 研究開発成果のインパクトについて
- ・研究開発成果が将来もたらすインパクト(学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・ 産業ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など)が描出されているか。

5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等

- (1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
 - a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
 - b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正 行為(捏造、改ざん及び盗用)、研究開発費の不正な使用などを行わない。
 - c. 参画する実施者等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を 未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(eAPRIN(旧 CITI))の受講について周 知徹底する。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご

参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(3) 研究代表者及び実施者は、研究開発上の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)を未然に防止する ために JST が指定する研究倫理教材(eAPRIN(旧 CITI))を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST(プログラム総括を含む)に対する所要の計画書や報告書等の提出、プロジェクトの戦略、進捗状況等を確認するプロジェクト戦略会議やサイトビジット等の実施や、その他評価等への対応など行っていただきます。また、プログラム総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理(支出計画と進捗等)を研究機関とともに適切に行っていただきます。また、同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を研究機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) プログラム活動への参画

プログラム目標の達成に向けて、JST 主催のプログラム活動(合宿/プログラム全体会議やシンポジウムを含むイベント)やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表していただきます。

また、RISTEX の構築する「社会課題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

- (9) JST と研究機関との間の契約及び JST の諸規定等に従っていただきます。
- (10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- (11) プログラムの評価(中間・事後) やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる 追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等へ対応していただきます。

5.9 研究機関等の責務等

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下 に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際 しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究開発の実施は認められません。
 - ※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。 https://www.jst.go.jp/contract/index2.html
- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19年2月15日文部科学大臣決定/令和3年2月1日改正)」に基づき、研究機関の責任に おいて公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(6.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について)。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(6.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について)。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

- d. 研究機関は、研究開発実施者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究開発の成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後にも産業技術力強化法第17条に関連したJST への通知や申請といった報告義務は継続されます。研究機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- a. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研 究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JSTの中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、プロジェクト中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置

に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結 するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等 の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行 が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発 プロジェクトに参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の 受講及び修了を義務付けています(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関 は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲でプロジェクトの参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- 1. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合

次の条件を満たす場合に、海外の研究機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者として プロジェクトに参加することが可能です(研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「4.5 応募要件」を参照してください)。これらの責務が果たせない研究機関における研究 開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機 関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難 (不可能)であることが示された場合、実施者として参加可能です。
- b. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません (研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文

を調整できる場合もあります)間接経費は直接経費の30%以内となります。また、委託研究契約書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究実施は認められません。

- c. 研究機関は、委託研究契約及び JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合の収支簿に相当)を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d.研究開発の実施に伴い発生する知的財産権は、JST へ無償譲渡するか、JST と均等共有となります。均等共有とする場合、知的財産権の保護申請、維持などに必要な費用等も JST と均等に負担する義務があります。(海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません)。これに伴い、知的財産権となり得る発明等がなされた場合には速やかに(10 営業日以内)に JST へ報告する必要があります。
- ※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト*1」に掲載されている機関など、安全保障 貿易管理の観点から、JST が委託研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

5.11 その他留意事項

5.11.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費(間接経費を除く)により研究員等として専従雇用されている研究者等が、ライフイベント(出産・育児・介護)に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、プロジェクト等に「男女共同参画促進費」(上限金額:月額30万円×支援月数)を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html

^{*1} 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list

5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal https://jrecin.jst.go.jp/)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材(ポストドクター、研究者等)をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、 researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第6章 応募に際しての注意事項

6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修 了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください(研究代表 者以外については、申請時の受講・修了は必須としません)。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)~(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第7章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

- (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)
 - a. 過去に JST の事業等において eAPRIN(旧 CITI)を修了している場合

 JST の事業等において、eAPRIN(旧 CITI)を応募申請時点で修了している場合は、eRad の応募情報入力画面で、修了済を申告してください。
 - b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN(旧 CITI)ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/

下記 URL より受講をしてください。

https://edu2.aprin.or.jp/ard/

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません(JST が負担します)。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号(数字 7 桁+ARD※)を申告してください。

※2019年8月以前に修了した場合は、Ref#から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口 国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

e-mail: rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構

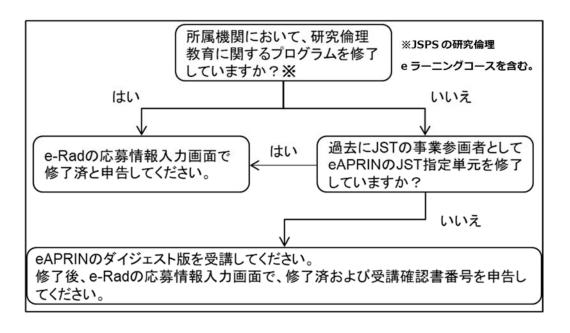
社会技術研究開発センター (RISTEX) 企画運営室 募集担当

e-mail:

社会技術研究開発全般の応募に関するお問い合わせ:boshu@jst.go.jp本プログラム応募に関するお問い合わせ:boshu-koritsu@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN(旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN(旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN(旧 CITI)の単元を修了している場合を除きます)。

6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究開発課題(競争的資金及び提案公募型研究資金(以下、「競争的 資金等」という)が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人 (国立研究開発法人含む。以下同じ)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態で あって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、 又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究開発課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏

れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

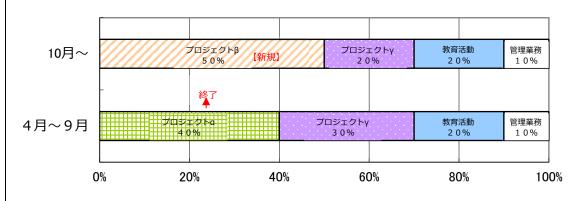
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- ○第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- ○研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に 必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- ○なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にか かる時間が含まれることに注意が必要です。
- ○したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例:年度途中にプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間 の配分状況 (この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施)



□プロジェクト α □プロジェクト β □プロジェクト γ □教育活動 □管理業務

○このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了(配分率 40%)するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始(配分率 50%)されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29年6月22日改正)

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業) 内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を 含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等 におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

6.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人(国立研究開発法人含む)が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、提案書の様式8「他制度での助成等」に従ってその内容(応募・受入状況(制度名)、課題名、研究期間、予算額、エフォート等)を記載していただきます。

これらの研究提案内容やエフォート(研究充当率)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、または減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、応募書類に事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消しまたは減額配分とすることがあります。

上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人(国立研究開発法人 含む)が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決 定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

研究提案者が 2021 年度及び 2022 年度に他の制度・研究助成等で 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

6.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という)については 以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i)契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部 の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。以下、「不正使用等を行った研究者」という)や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{*2} に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

- ※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究開発に参加すること、進行中の研究開発課題(継続課題)への研究代表者又は 共同研究者等として参加することを指します。
- ※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

| 不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者 | 不正使用の程度 | | 応募制限期間※3 | |
|------------------------|-------------------|----------------------|---------------|--|
| | 1 個人の利益を得るための私的流用 | | 10年 | |
| | 2 1以外 | ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高 | 5年 | |
| 不正使用を行った研究者及び | | いと判断されるもの | | |
| それに共謀した研究者※1 | | ② ①及び③以外のも | 2~4年 | |
| | | の | 2~4年 | |
| | | ③ 社会への影響が小 | | |
| | | さく、行為の悪質性も | 1年 | |
| | | 低いと判断されるもの | | |
| 偽りその他不正な手段により | | | | |
| 競争的資金等を受給した研究 | | | 5年 | |
| 者及びそれに共謀した研究者 | | | | |
| 不正使用に直接関与していな | | | 善管注意義務を有する研究 | |
| いが善管注意義務に違反して | | | 者の義務違反の程度に応じ、 | |
| 使用を行った研究者※2 | | | 上限2年、下限1年 | |

以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合
- ※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要(事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下のURLをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等^{*}において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、2021 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。 なお、2020 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。 https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/

6.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究管理システム(e-Rad)を通じてJSTに報告が必要となります(複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」 (https://qa.e-rad.go.jp/)を参照してください。

6.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

6.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

府省共通経理取扱区分表(JST 戦略的創造研究推進事業)

https://www.jst.go.jp/contract/download/2021/2021kisokens309betsu.pdf

現在、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者(以下、「PI」という)の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することを可能としています。PIの人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出する場合には、以下に必要な要件を定めていますので、ご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(連絡)」(令和2年9月17日)https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf

なお、戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)における対象者の適用範囲、支出上限等の 方針については、以下 URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html

6.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50% (この額

が 500 万円に満たない場合は 500 万円) 以内としています。

6.11 年度末までの研究開発期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

- (1)研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することと し、JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としている ことを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

6.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、「機器共用システム」という)を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日文部科学省)や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究開発目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究

所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- ○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」 (平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afield-file/2016/01/21/1366216_01_1.pdf
- ○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- ○「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」(令和3年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- ○「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」(令和2年3月31日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- ○「大学連携研究設備ネットワーク事業」 https://chem-eqnet.ims.ac.jp/
- ○「新たな共用システム導入支援プログラム」
 https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

6.13 博士課程学生の処遇の改善について

第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士後期課程在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人におけるTA(ティーチング・アシスタント)やRA(リサーチ・アシスタント)等としての博士課程(後期)学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標として、

具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程(後期)学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、給与水準については生活費相当額とすることを目指しつつ、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程(後期)学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・生活費相当額の給与水準として、年額では 180~240 万円程度、月額では 15~20 万円程度 とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。その際、業務の 性質や内容を踏まえつつ、時間単位に基づく支払い以外にも月単位や年単位に基づく支払い を行うことも考えられます。
 - ※生活費相当額の給与水準(年額 180~240 万円程度)について

第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額180万円が想定されていることと、優秀な博士(後期)課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)の支給額を参考とし、生活に必要となる額の範囲の目安として年額180万~240万円としています。

- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、プロジェクトの遂行のため に博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助 教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが 標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博

士課程(後期)学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日文部科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン〜教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて〜」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5〜10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、 部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究機関を任期の長さとして確保するよう努めると ともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一 定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

6.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下をご参照ください。

○「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について(連絡)」(令和2年4月10日)

https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf

なお、戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)における対象者の適用範囲等の方針については、以下 URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/senjukanwa_houshin.pdf

6.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクターなどの若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.17 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下、「外為法」という)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規

制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度 (キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ·経済産業省:安全保障貿易管理(全般) https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- 経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブックhttps://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター http://www.cistec.or.jp/index.html
- ・経済産業省:安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用) https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

6.18 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求

められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)
https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa honbun.pdf

(参考)「第5期科学技術基本計画」

https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf

6.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)(https://biosciencedbc.jp/)は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータ及びデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

| No. | データの種類 | 公開先 | 公開先 URL |
|-----|-----------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------|
| 1 | 構築した公開用データベースの概要 | Integbio データベー | https://integ- |
| 1 | 梅菜した公開用ナータベー人の佩女 | スカタログ | bio.jp/dbcatalog/ |
| 2 | 論文発表等で公表した成果に関わる データの複製物、又は構築した公開用 データベースの複製物 | 生命科学データベースアーカイブ | https://dbarchive.bio- sciencedbc.jp/ |
| 3 | 2のうち、ヒトに関するもの | NBDC ヒトデータベ ース | https://humandbs.bio- sciencedbc.jp/ |

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話:03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

6.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「【JST XXX Program】 Grant Number 【10】桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の【10】桁の体系的番号は、【JPMJ+英字2文字+数字4桁】です。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST 【XXXX Program】 Grant Number 【JPMJxxxxxx】.
【和文】

本研究は、JST【〇〇事業】【JPMJxxxxxx】の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

6.21 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

6.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について

(1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備 について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正) *1 の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認

める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される 全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」 (以下、「チェックリスト」という)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

ここのため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結前の指定する期日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和3年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。なお、研究機関は、本事業の実施期間中、毎年度、当該年度分のチェックリストを所定の期日までに提出する必要があります(2021年度)分提出期限:2021年12月1日(水))。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意:なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、 本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行ってい ただくようお願いいたします。

6.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について研究機関は、本事業への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)*1を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況 について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法 人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下、「研究不正行為チェックリスト」という)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結前の指定する期日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和3年4月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。なお、研究機関は、本事業の実施期間中、毎年度、当該年度分の研究不正行為チェックリストを所定の期日までに提出する必要があります(2021年度分提出期限:2021年9月30日(木))。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご 覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i)契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、 事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、 次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下、「文部科学省関連の競争的資金制度等」という)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下、「他府省関連の競争的資金制度」という)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

| 特定不正行為に係る応募制限の対象者 | | 特定不正行為の程度 | 応募制限期間 [※] |
|-------------------|----------------|-----------|---------------------|
| 特定不正 | 1. 研究の当初から特定不正 | | |
| 行為に関 | 行為を行うことを意図してい | | 10年 |
| 与した者 | た場合など、特に悪質な者 | | |

| | 2. 特定不 正行為があ った研究に 係る論文等 の著者 | 当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、 代表執筆者又は これらのものと 同等の責任を負うと認定された もの) | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 5~7年 |
|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| | | 上記以外の著者 | | 2~3年 |
| | 3.1.及び2.を除く特定不正行為に関与した者 | | | 2~3年 |
| 特定不正行為に関与していないものの、 特定不正行為のあった研究に係る論文等 の責任を負う著者(監修責任者、代表執 | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2~3年 | |
| 筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 1~2年 | |

[※] 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii)競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省 所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的 資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者に ついては、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要(研究者

氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を 公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6.24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理 教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者等は、本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

6.25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

6.26 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radで

の登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

6.27 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (https://researchmap.jp/) は日本の研究者総覧データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも 有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお 願いします。

6.28 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

6.29 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」(令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」

を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページよりご覧いただけます。ぜひご 活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

第7章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法 等について

7.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る 一連のプロセス(応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)を オンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

7.2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募に当たっての注意事項

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。 特に以下の点にご留意ください。

- (1) 提案者は、事前に研究機関及び研究者の事前登録が必要です。 詳細は「7.5(1)」をご参照ください。
- (2) e-Rad への情報入力は、募集締切前数日以上の余裕を持ってください。
 e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、
 e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。
- (3)入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「7.5 (4) e-Rad への応募情報入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータル サイト 掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」 (https://qa.e-rad.go.jp/) をご参照ください。

(4) 研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。

募集締切までは、提案者自身で提出済みの研究提案を引戻し、再編集する事が可能です。ただし、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引戻し後の再編集、再提出に著しく時間を要する恐れがあるため、極力避けてください。募集締切後は「引戻し」はできません。詳細は「7.5 (5) 研究開発提案書の提出」の「■ 応募情報状況の確認」「■提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。

7.3 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。※詳細は 7.5(1)

 \downarrow

- (2) 公募要領及び提案書の様式の取得
- e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、公募要領と提案書様式をダウンロードします。 応募するプログラム等により提案書様式が異なりますのでご注意ください。 ※詳細は 7.5(2)
- (3) 提案書の作成(5MB 程度以内)※詳細は 7.5(3)
- (4) e-Rad への応募情報入力
- e-Rad に応募情報を入力します。作業時間の目安は 60 分程度です。※詳細は 7.5(4)

 ↓
- (5) 研究開発提案書の提出

提案書をアップロードし、提出します。 **応募するプログラム等により提出先が異なりますのでご注 意ください**。 ※詳細は 7.5(5)

7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(https://www.e-rad.go.jp/)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境(https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html)を、あらかじめご確認ください。

(2) 問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本章及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況、採否に関する問合わせには一切回答できません。

| 募集内容について | JST 社会技術研究開発センター(RISTEX)(募集担当) | | | |
|------------------|----------------------------------|--|--|--|
| 制度・事業、提出書類の作成・ | (社会技術研究開発全般に関するお問い合わせ) | | | |
| 提出に関する手続き等 | e-mail : boshu@jst.go.jp | | | |
| | (本プログラムへの応募に関するお問い合わせ) | | | |
| | e-mail : boshu-koritsu@jst.go.jp | | | |
| | お問い合わせは電子メールでお願いします。 | | | |
| 府省共通研究開発管理シ | e-Rad ヘルプデスク | | | |
| ステム (e-Rad) について | Tel. 0570-066-877(ナビダイヤル) | | | |
| 研究機関・実施者の登録、e- | (9:00~18:00/土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く) | | | |
| Rad の操作方法等 | | | | |

- ○本事業の提案募集ウェブページ: https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/
- ○e-Rad ポータルサイト: https://www.e-rad.go.jp/

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

7.5 具体的な操作方法と注意事項

(1) 研究機関、研究者情報の登録

e-Rad の使用にあたっては、応募時までに e-Rad に研究機関及び研究者が登録されていることが必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再登録の必要はありませんし、また既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○研究機関の登録

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、事務代表者はe-Rad ポータル サイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日 数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

○提案者の研究者情報登録

研究機関は、「戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)」の研究代表者として本プログラム等に応募する提案者の研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには取得していただく必要があります。

詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

(2) 公募要領及び提案書の様式の取得

1) ポータルサイトの 「e-Rad へのログイン」をクリック。



- 2) 提案者のログイン ID、パスワードでログイン。
- ・ 初回ログイン時、初回設定が求められます。
- ・ 普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。
- その際に設定した質問の回答を求められることがあります。
- ※ 以降、ログインして、登録された研究者情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。
- 3) 上部メニューの①「新規応募」をクリックした後、表示される②「公開中の公募(新規応募)」をクリック。 もしくは、クイックメニューの③「新規応募」をクリック。
- 4)「検索条件」から簡易検索("社会技術"やプログラム名など)し、公募名「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築(2021)」をクリック。



5)配分機関名「国立研究開発法人 科学技術振興機構」、公募名「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プロ グラム(社会的孤立・孤独の予防と 多様な社会的ネットワークの構築 (2021)」を確認の上、以下のとお りダウンロード。





提案書様式:

「申請様式ファイル」の「申請様式ファイルのダウンロード」をクリック。

※<u>必ず応募するプログラム、年度の様式を使用してください。異なるプログラム・年度の様式</u>では申請できません。

公募要領:

「応募要領ファイル」の「応募要領ファイルのダウンロード」をクリック。

(3)提案書の作成

- ・提案書の作成に際しては、本公募要領をよくご確認ください。
- ・提案書は、e-Rad ヘアップロードする 前に PDF 形式への変換が必要です。 PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニ ューからも、行うことができます。



作成にあたっての注意点

- ・ PDF に変換した提案書の容量は、【5MB 以内】を目安としてください。
- ・ PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- ・ 提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、次のようなエラーが発生する可能性があるため、必ず開いて確認してください。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります(利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」(e-Rad ポータルサイトからダウンロード)を参照)。

(4) e-Rad への応募情報入力

ログイン方法、公募の検索方法は、(2)をご覧ください。

1) 公募の検索

公募名「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム(社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築(2021)」の「応募情報入力」をクリック。



2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面右下の「承諾して応募する」をクリック。



■応募情報の一時保存・入力の再開について

1) 一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面下部の「一時 既の内容 🛂 保存」をクリック。

2) 再開

トップ画面メニュー「一時保存データの入力再開」をク リック。



必須

以前の課題をコピーする

--ワード

Q研究の内容を検索

□ 一時保存

[応募/採択課題一覧] 画面で、検索条件を入 力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、"社会技術"やプログラム 名等で検索。

検索条件を入力せずに検索すると、応募/ 採択課題が全件表示されます。

応募/採択課題一覧 応募/採択課題を一覧表示できます。 各種中請手続きを行うことができます 検索条件 制度名 [部分一致] Q 制度名の検索 [部分一致] Q 事業名の検索 公募名 Q公募名の検索 研究者氏名 研究者番号 [完全一敗] 漢字 (姓) [部分一数] (名) ● すべて ○ 応募課題のみ 10014 表示件数 ▼ 詳細条件を表示

検索結果が表示されたら、入力を再開したい課 題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「編集」ボタンをクリックす ると編集画面が表示されます。



削除

削除

引戻し

取下

状態

応募中

編集

編集

3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①~④のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。



・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

①「基本情報」タブ



・「基本情報」に提案情報を入力してください。

研究期間(開始): 2021(年度)

研究期間(終了): 2022(年度)

※スモールスタート期間のみについて記載してください。

研究分野(主)/研究の内容:「検索」をクリックし、別画面から応募する提案に該当する研究分野/研究の内容をキーワード検索。

研究分野(主)/キーワード:研究の内容の選択後、自由入力。

研究目的:300字以内の一文で簡潔に記載してください。

研究概要:提案書様式 4「1.スモールスタート期間の目標及び概要」に記載する 300~600

字程度の概要文の内容を、転記してください。



・「基本情報-申請書類」から、提案書をアップロードしてください。

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択して、「アップロード」をクリック。

※参考資料は不要です。提出しないでください。提出されても審査の対象になりません。

②「研究経費・研究組織」タブ



・「研究経費」の2.年度別経費内訳を入力してください。

応募時予算額を記載してください。直接経費、間接経費とも 2021 年度から終了年度(スモールスタート期間が終了する 2022 年度) に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の 30%です。

・「研究組織」の2.研究組織情報の登録を入力してください。



研究代表者のみ記載してください。主たる実施者の記載は不要です(欄の追加はしないでください)。予算額は研究代表者に全て計上してください。直接経費、間接経費とも初年度(2021年度)の額(「研究経費」の2.年度別経費内訳の2021年度と同じ額)を入力してください。

※研究組織内の連絡事項は登録不要です。

実施者(研究者)情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

③「個別項目」タブ

各項目について記載してください。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。



- ・「研究代表者連絡先機関名・所属名・建物名等」には、郵便物を受け取るために必要な、 住所以外の情報を全て記載してください。該当する情報が無い場合、「無し」と記載して ください。
- ・主たる実施者/グループリーダー(研究開発グループがある場合)の氏名、所属機関名等を記載してください。
- ・ [確認] と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。
- ・研究倫理教育に関するプログラムについては公募要領の「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

- ・eAPRIN(旧 CITI)ダイジェスト版を修了している場合は、必ず受講確認書番号を入力してください。
- ④「応募・受入情報」タブ 作業不要です。

(5)研究開発提案書の提出

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面右下の「入力内容の確認」をクリックしてください。



e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示される とともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセー ジに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下「この内容で提出」をクリックすると注意のウィンドウが表示されます。OK をクリックすると、「応募申請を受け付けました。」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 応募情報状況の確認

トップ画面メニュー「提出済の課題」をクリック。

[応募/採択課題一覧] 画面で、検索条件を入力し「検索」

をクリック。

【検索条件】に、"社会技術"や プログラム名等で検索。

検索条件を入力せずに検索する と、応募/採択課題が全件表示 されます。



エフォートの管理。

2025-10

e-Rad

正常に提出されていれば、「申請の種類(ステータス)」が「配分機関処理中」と表示されます(e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります)。

募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにもかかわらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

検索結果が表示されたら、情報を確認したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「閲覧」ボタンをクリックすると確認画面が表示されます。確認が終わったら、「閉じる」ボタンをクリックして画面を閉じます。



■ 研究提案の JST による受理

募集締切後、研究提案を JST が受理すると、「申請の種類 (ステータス)」が「受理済」に変わります。「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。



■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切までは、研究提案を引戻して修正することができます。

- ※ 募集締切後は「引戻し」はできません。
- 上部メニューの①「提出済の課題」をクリックした後、
 表示される②「課題一覧」をクリック。



(2) 「申請可能な手続きへ」をクリック。



3) 応募/採択課題の各種手続き画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時 保存」の状態になります。一時保存 からの再入力については、「応募情 報の一時保存・入力の再開」参照。



第8章 提案公募Q&A

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

- Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければ いけませんか。
- A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は 教材の内容を指定いたしません。
 - (参考) 平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、 生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がありましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

e-mail: rcr-kousyu@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

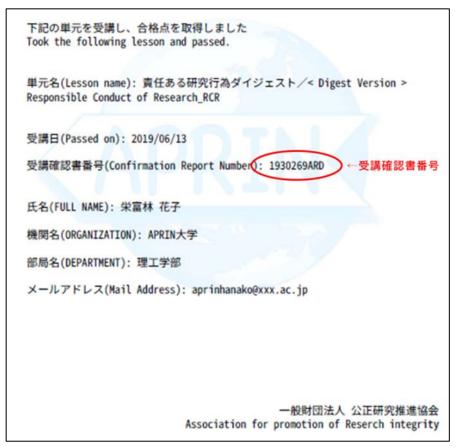
- Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。
- A 提案時には提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

- Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を 完了してもよいでしょうか。
- A 研究代表者は研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。詳細は、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

(受講確認と修了申告について)

- Q eAPRIN(旧 CITI) ダイジェストを修了しましたが、 受講確認書番号はどのように確認すればよいですか。
- A クイズに合格後、受講確認書を発行することができます。受講確認書に受講確認書番号(数字 7 桁 + ARD)が表示されます。



受講確認書見本

- Q 昨年度(または今年度)に、本事業(または JST の別制度)の提案にあたり、eAPRIN(旧 CITI) ダイジェスト版を修了しましたが、もう一度受講する必要がありますか。
- A 再度受講する必要はありません。なお、その際に発行された受講確認書番号を e-Rad の「個別項目」タブで入力してください。

(eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版の英語版について)

- Q 機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN(旧 CITI)ダイジェスト版を受講する 予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのように したらよいでしょうか。
- A eAPRIN(旧 CITI)ダイジェスト版の英語版の受講をお願いいたします。
 - ※「eAPRIN」は、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)によって運営されている e ラーニングプログラムであり、2018 年 10 月 1 日より、「CITI Japan」から「eAPRIN(イー・エイプリン)」に名称が変更されました。

(提案者の要件)

- Q 年齢制限はありますか。
- A 特に年齢制限は設けておりませんが、提案者である研究代表者には実施期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制を構築し、プロジェクトを推進できることが求められます。

(重複応募)

- Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本プログラムへの応募はできますか。
- A 応募は可能です。ただし、「科学技術イノベーション政策のための科学」研究開発プログラム、「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ)」、及び「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践」研究開発プログラムとは重複して応募することはできません。また、JSTが運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト(課題)等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを1件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

- Q 提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。
- A e-Rad からの応募に期間承認は不要ですが、事前の承諾は確実に得てください。採択後には、 JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究 開発費を使用できませんのでご注意ください。「5.9 研究機関等の責務等」もよくお読みくださ い。なお、承諾書の提出は不要です。

(海外の機関での実施について)

- O 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。
- A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。
- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その研究機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータが研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(海外機関との連携について)

- Q 研究開発を行う上で、海外との連携は推奨されますか。
- A 本プログラムの掲げる課題は国内のみにとどまらず、現在・将来的に海外も同様な課題があることから、海外の知見・フィールド・人的資源の活用など海外との協働を対象とした提案も推奨します。ただし、開発した社会的孤立・孤独の予防のための社会的仕組みは、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場で実証する必要があります。

(面接選考会)

- O 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。
- A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の記載について)

- Q 提案書に記載する「研究開発費」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。
- A 研究開発費は直接経費を指します。間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

(直接経費について)

- Q 研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更(例えば、当初物品費に 計上していたものを旅費として支出する)(費目間流用)できますか。
- A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。
- ・JST の確認を必要とせず流用が可能な要件 各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の 50%(直接経費総額の 50%の 額が 500 万円に満たない場合は 500 万円)を超えないとき
- ・JST(プログラム総括)が本研究の実施上必要であると確認した上で流用が可能な要件 各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%及び 500 万円を超えるとき なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんのでご注意ください。

(間接経費について)

- O 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。
- A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ/平成26年5月29日改正)では、以下のように例示されています。
 - 1)管理部門に係る経費
 - 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、 会議費、印刷費等

等

- 2)研究部門に係る経費
- 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、 印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費 等
- 3)その他の関連する事業部門に係る経費
- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費

筡

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じてJSTに報告してください。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)又は「よくある質問と答え」(https://qa.e-rad.go.jp/)を参照してください。

(他制度での助成等)

- Q 様式8に記載する現在受けている、あるいは申請中の助成について、「海外機関を含む」とありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか。
- A 応募時点において、提案者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになります。競争的資金、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

(外注について)

- Q ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。
- A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる 再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

- Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究開発を継続できますか。
- A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

- Q JST と実施者が所属する研究機関の委託研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」 (注)の形式をとるのですか。
- (注) 委託研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。
- A 本事業では委託研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結します。

(主たる実施者とグループリーダーの定義)

O 主たる実施者、グループリーダーの定義を教えてください。

A 主たる実施者:

JST は、予算執行を行う研究担当者が所属する機関と個別に委託研究契約を締結し、研究開発費を支出します。委託研究契約を締結する機関ごとに、その機関を代表する 1 名の「研究担当者」を定めます。研究代表者以外の機関の研究担当者を、「主たる実施者」と呼びます。

グループリーダー:

プロジェクトは、研究開発内容や計画に応じて、複数の研究グループにより構成することができます。それぞれのグループを代表する実施者を「グループリーダー」と呼びます。

(複数の研究機関によりグループが構成されるなどの場合は、「主たる実施者」と「グループリーダーは必ずしも一致しません。)

(主たる実施者/グループリーダーの e-Rad への登録について)

Q e-Rad に研究代表者以外に誰を登録する必要がありますか。

A 主たる実施者/グループリーダーを個別項目に登録してください。その他実施者の登録は不要です。

Q 主たる実施者/グループリーダーの中には e-Rad 研究者番号を持っていない者がいますが、 e-Rad への登録は大丈夫でしょうか。

A 提案時に e-Rad 研究者番号が必要なのは研究代表者のみです。主たる実施者/グループリーダーや、その他の実施者等は応募時点では研究者番号は不要です。採択後、必要に応じ e-Rad 研究者番号を取得していただきます。

(年度末までの研究開発期間(研究開発実施)の確保について)

- O 研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。
- A JST においては、実施者が研究開発期間を最大限に活用して研究開発を実施することができるよう、以下の対応としています。
- ・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5月31日】とする。
- ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)」の提出期限を、翌事業年度の 【5月31日】とする。
- ・ただし、最終事業年度について研究開発期間終了日が当該事業年度の3月末以外の場合は、契約期間終了後61日以内でJSTが指定する日までに、上記報告書類を提出してください。
- ※各研究機関は、上記対応が、年度末までの研究開発期間(研究開発実施)の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

(採択課題や応募状況について)

- Q RISTEX の他の領域・プログラムの昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。
- A 下記ウェブサイトをご覧ください。

令和2年度採択結果プレスリリース

科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム

https://www.jst.go.jp/pr/info/info1455/index.html

SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ)

https://www.jst.go.jp/pr/info/info1465/index.html

科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム

https://www.jst.go.jp/pr/info/info1446/index.html

(英語公募要領の記載言語について)

- Q 英語公募要領も公開されていますが、日本語版と全く同じ内容と理解して良いですか。
- A 英語公募要領は日本語公募要領を翻訳し作成したものです。文言等によって万が一異なる理解が生じた場合、日本語版を正としてください。

Q 提案書は英語で作成しても良いですか。

A 本プログラムでは、社会的孤立・孤独の要因やメカニズム理解、新しい社会像の描出といった人文・社会科学などの知見を使った学術的な研究から、社会的孤立・孤独リスクの可視化・評価手法(指標等)、社会的孤立・孤独の予防施策の開発とその PoC (Proof of Concept:概念実証)までを、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場と協働して一体的に実施します。そのため、一定程度以上の日本語でのコミュニケーション能力が必要となることから、提案書は日本語で記載されたもののみを受け付けております。

第9章 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして提案書の作成をお願いします。予算規模や研究開発期間等については「4.2 研究開発期間」「4.3 研究開発費(直接経費)」をご参照ください。

提案書様式などの書類一式や最新情報は、以下の事業 Web サイトに掲出しています。

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2021.html

提出書類の一覧は、以下のとおりです。

| 様式番号 | 書類名 |
|-------|--------------------------|
| 様式1 | 提案書(研究開発プロジェクト) |
| 様式 2 | 研究開発プロジェクトの要旨 |
| 様式 3 | 研究開発プロジェクトの全体構想(全研究開発期間) |
| 様式4 | スモールスタート期間の構想 |
| 様式 5 | 研究開発プロジェクトの計画 |
| 様式 6 | 研究開発費の見込み |
| 様式 7 | 研究開発プロジェクトの実施体制 |
| 様式8 | 他制度での助成等 |
| 様式 9 | 関連する業績・取組リスト |
| 様式 10 | 人権の保護及び法令等の遵守への対応 |
| 様式 11 | 利益相反マネジメント |

- ※指定様式以外の資料をご提出いただいても審査の対象にはなりません。
- ※記載要領を参照し、必要事項を漏れなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。
- ※応募にあたっては、「第6章 応募に際しての注意事項」をご理解の上、ご応募ください。
- ※「第2章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」及び「第3章 研究開発プログラムの概要」に記載のプログラム総括の方針、並びに「第4章4.8 選考にあたっての主な視点」もあわせて必ずご確認ください。
- ※研究開発提案の応募方法については、「第7章府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」をご参照ください。
- ※本文の文字のサイズは 10.5ポイント程度を目安にするなど、レイアウト等も含め評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。
- ※e-Rad ヘアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後の メニューからも行うことができます。外字や特殊文字などを使用すると、ページ単位、ファイル単 位で文字化けする恐れがあります。変換後の PDF ファイルも必ず確認してください。
- ※提出する提案書の PDF ファイルの容量は 5MB 以内を目途に作成してください。
- ※提案書様式内の青字の記載要領は、提出時に削除してください。

【様式 1】 提案書(研究開発プロジェクト)

| 研究開発プロ | ※和文プロジェクト名(e-Rad に入力した研究開発課題名)(30 字程度) | | | | | | |
|------------------|------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------|------|---------|---------|--|
| ジェクト名 | ※英文プロジェクト名 | | | | | | |
| キーワード | ※貴提案の研究開発内容を端的に表すキーワードを記載してください。e-Rad に入力するキーワードと同一のものにしてください。 | | | | | | |
| | (1)全期間((2) + (3)) | | 2021年11月~ 年 月(年 ヶ月) ※最長 2026年3月 | | | | |
| 研究開発期間 | (2)スモールスタート期間 | | 2021年11月 ~ 2023年3月 (1年5ヶ月) | | | | |
| | (3)本格研究開発期間 | | 2023年3月~ 年月(年ヶ月)※最長2026年3月 | | | | |
| 希望する 研究開発費 | (1)全期間((2) + (3)) | | (千円) | | | | |
| | (2)スモールスタート期間 | | (千円) | | | | |
| (直接経費) | (3)本格研究開 | 発期間 | (千円) | | | | |
| 研究代表者 | (フリガナ) | | | 生年月日 | 年 月 日 | (歳) | |
| 氏名 | (漢字等) | | | (西暦) | (2021年4 | 4月1日現在) | |
| 研究代表者 所属機関・ | | | | | | | |
| 部署・役職 | | | | | | | |
| 協力組織 | ※共同研究機関や協力機関など、プロジェクトに協力する関与者・組織を記載してください。 | | | | | | |
| 新型コロナウ イルス感染症 | | | | | | | |
| との関連性 | | | | | | | |
| PoC 実施 場所・対象 | ※PoC(Proof of Concept: 概念実証)を実施する、具体的な国内の特定地域や学校、職場、コミュニティなどを記載してください。 | | | | | | |
| 本提案の エフォート | 2021年度:% | | | | | | |
| 総括との | プログラム総括との利害関係が □ある □ない | | | □ない | | | |
| 利害関係 | | | メント」と対応させてく | ださい。 | | | |
| アドバイザー との利害関係 | プログラムアドバイザーとの利害関係が □ある □ない ※ 「様式 <i>11</i> 利益相反マネジメント」と対応させてください。 | | | | | | |
| 研究開発提案 | 研究代表者に関係する機関に所属する主たる実施者の参画が □ある □ない | | | | | | |
| 者の利益相反 | ※「様式 11 利益相反マネジメント」と対応させてください。 | | | | | | |
| 備考欄 | | | | | | | |

・・・様式 *1* は 1 ページ以内・・・

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

【様式2】 研究開発プロジェクトの要旨

| プロジェクト名 | ※和文プロジェクト名(e-Rad に入力した研究開発課題名)(30 字程度) |
|---------|----------------------------------------|
| 研究代表者 | ○○ ○○ (所属機関・部署・役職) |

【プロジェクトの要旨】

※以下の項目について要旨を分かりやすく簡潔に記載してください。

- 1. 解決すべき社会的孤立・孤独の予防に係る具体的な問題と達成すべき目標・成果
- 2. 研究開発要素①②③の概要
- (1)研究開発要素①「社会的孤立・孤独メカニズム理解と、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像の描出」
- (2)研究開発要素②「人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクの可視化と評価手法(指標等)の開発」
- (3) 研究開発要素③「社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み」

· · · 様式 2 は 1 ページ以内 · · ·

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

【様式3】 研究開発プロジェクトの全体構想(全研究開発期間)

- ※スモールスタート期間及び本格研究開発期間(ステージゲート評価通過の場合)を合わせた全研究開発期間の全体構想について記載してください。
- ※2021 年度は、全ての提案について、新型コロナウイルス感染症の社会的影響を踏まえたものを募集しますので、全体的に新型コロナウイルス感染症との関連が分かるように記載してください。

1. 解決すべき社会的孤立・孤独の予防に係る具体的な問題とその原因

(1) 具体的な問題とその社会的背景や原因

※プロジェクトの対象とする、社会的孤立・孤独の予防に係る、解決すべき具体的な「問題」は何か、解決にあたりどのような「社会的背景や原因」があるのか、について客観的な根拠に基づいて提示してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の社会的影響

※上記(1)について、新型コロナウイルス感染症の社会的影響との関連性を記載してください。

(3)研究開発プロジェクトの意義や独創性

※これまでの類似の取り組みや政策・施策、研究等では、なぜ問題が解決できないのか、国内外の関連する研究開発や取り組みの動向とその課題を整理した上で、プロジェクトの意義や独創性を提示してください。

2. 社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像、目指すビジョン

※プロジェクト終了後も含めて、「どのような成果」が、「誰(人・組織等)」に活用され、「どのように社会が変容」 し、社会的孤立・孤独を生まない社会につながると考えているのか、記載してください。

3. PoC の実施を含め、プロジェクトで達成する目標

※スモールスタート期間及び本格研究開発期間を通じて、*PoC*の実施を含め、研究開発プロジェクトで達成する目標について、簡潔かつ明確に記載してください。

4. PoC 実施を含め、プロジェクトの目標達成のために解決すべき課題、ボトルネック

※PoC 実施を含め、プロジェクトの目標達成に向けた課題・障壁や困難さ等のボトルネックや考えられるリスク (多様な関与者との連携や、技術開発が失敗する可能性) などを提示するとともに、その解決策や代替策の提案について記載してください。

5. プロジェクト終了後(本格研究開発後)の成果の活用・展開

(1) プロジェクトの成果の社会実装に関する構想

※本格研究開発が終了して、*PoC*の実施を含め、プロジェクトの目標を達成した後に、プロジェクトの成果を、誰が、 どのように、資金をどう確保しながら、対象とする地域や他の地域、組織等へ普及・展開していこうと考えているの か、社会実装の道筋の想定を記載してください。

(2) プロジェクトの成果の波及効果、インパクト

※プロジェクトの成果がどのようなインパクト(学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・産業ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など)をもたらし得るのか、提案時点での想定を記載してください。

・・・様式3は5ページ以内(目安)・・・

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

【様式4】スモールスタート期間の構想

- ※スモールスタート期間のみの構想について記載してください。
- ※2021 年度は、全ての提案について、新型コロナウイルス感染症の社会的影響を踏まえたものを募集しますので、全体的に新型コロナウイルス感染症との関連が分かるように記載してください。

1. スモールスタート期間の目標及び成果

- ※スモールスタート期間に達成しようとする目標・成果について、300字~600字程度で簡潔に記載してください。定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。
- ※本項目の内容を e-Rad「基本情報」の「研究概要」に転記してください。

2. スモールスタート期間に取り組むべき事項(ステージゲート評価項目)

(1) 研究開発要素①②③を PoC まで一体的に推進する計画の具体化

- ※公募要領「3.3 研究開発対象」にある研究開発要素「①社会的孤立・孤独メカニズム理解と、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像の描出」、「②人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクの可視化と評価手法(指標等)の開発」、「③社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み」の全てを PoC まで一体的に推進する計画を、スモールスタート期間中にどのように具体化するのか、記載してください。
- ※計画の具体化に当たって、研究側と施策現場側双方の二ーズや課題の相互理解をどのように促進するのか、記載してください。

(2) PoC 実施を含め、プロジェクトの目標達成に対するボトルネックの解決へ向けた道筋の明確化

※PoC 実施を含め、プロジェクトの目標達成に向けて、本格研究開発期間中に課題・障壁や困難さ等のボトルネックを解決するための道筋を、スモールスタート期間中にどのように明確化するのか、提示してください。

(3) 多様な関与者が協働する体制の構築

※公募要領「3.3 研究開発対象」にある研究開発要素「①社会的孤立・孤独メカニズム理解と、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像の描出」、「②人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクの可視化と評価手法(指標等)の開発」、「③社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み」の全てを PoC まで一体的に推進するために、人文・社会科学や自然科学の研究者並びに施策現場など社会の多様な関与者が協働する体制をどのように構築するのか、記載してください。

(4) PoC 実施の対象と仕組みの整備

- ①PoC 実施の対象(国内の特定地域/学校/職場/コミュニティなど)
- ※PoC実施の対象とする国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどを具体的に提示してください。

②PoC 実施の仕組みの整備

第9章 提案書の記載要領

※PoC 実施のために、開発した社会的孤立・孤独の予防施策等の効果を施策現場で実証できる仕組みをどのように整備するのか記載してくさい。

(5)研究開発成果が将来もたらし得るインパクトの描出

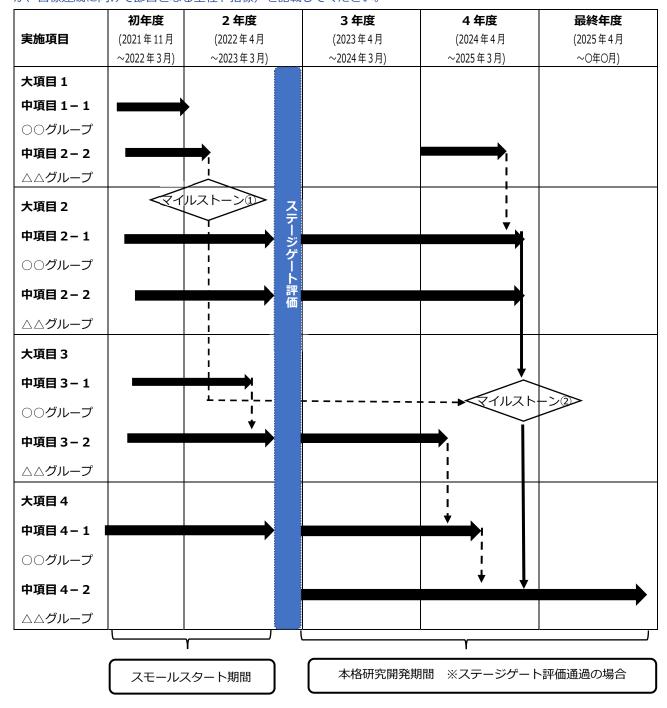
※研究開発成果が将来もたらし得るインパクト(学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・産業ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など)をスモールスタート期間中にどのように描出するのか、記載してください。

・・・様式4は5ページ以内(目安)・・・

【様式5】 研究開発プロジェクトの計画

1. スケジュール

※次項の「2. 具体的な計画」との整合性に留意しながら、以下の記載例を参考に、各実施項目間の関係性が分かるように主なスケジュールを記載してください。また、できるだけ *PDCA* や、マイルストーン(いつまでに何を達成するのか、目標達成に向けて節目となる工程や指標)を記載してください。



2. 具体的な計画

※前項の「1. スケジュール」との整合性に留意しながら、*PoC*実施を含め、プロジェクトが目指す目標達成に向けて、どのような関与者と、どのような方法で、何をするのか、各実施項目を具体的に記載してください。

※スモールスタート期間と本格研究開発期間(ステージゲート評価通過の場合)に分けて記載してください。

※各実施項目間の関係性が分かるように記載してください。また、できるだけ *PDCA* や、マイルストーン(いつまでに何を達成するのか、目標達成に向けて節目となる工程や指標)を記載してください。

※多様な関与者からフィードバックを受ける方法や、研究開発の節目に公表等を行い外部から適切に意見を集め、検証・改善していく方法についても記載してください。

(1) スモールスタート期間中の実施項目

■項目1:00000

■項目2:00000

(2) 本格研究開発期間中の実施項目(ステージゲート評価通過の場合)

■項目1:00000

■項目2:00000

(3) 提案に当たっての準備状況

※本プロジェクトを推進するにあたり基盤となる、

- ・提案者自身(必要に応じて本プロジェクトの他実施者)のこれまでの研究開発の経緯や実践的な取組の成果
- ・現時点でのプロジェクト実施者間及び問題解決に取り組む人々との関係性の構築状況、今後の見込み
- ・その他、予備的な知見やデータ(存在する場合)

について具体的に記載してください。

・・・様式5は5ページ以内(目安)・・・

【様式6】 研究開発費の見込み

1. 費目別の研究開発費(直接経費)の見込み(プロジェクト全体)

- ※スモールスタート期間、本格研究開発期間を含め、プロジェクトの全期間について記載ください。
- ※間接経費は、原則直接経費の30%を上限として措置されます。本表への記載は不要です。
- ※各費目において支出可能な経費の詳細は、「5.5 研究開発費」をご参照ください

単位:千円

| | 初年度 | 2 年度 | 3年度 | 4 年度 | 最終年度 | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----|
| 研究開発費 | (2021年11月 | (2022年4月 | (2023年4月 | (2024年4月 | (2025年4月 | 合計 |
| (直接経費) | ~2022年3月) | ~2023年3月) | ~2024年3月) | ~2025年3月) | ∼○年○月) | 口削 |
| | スモールスタ | タート期間 | 本格研究開発期 | 間(ステージゲート | 評価通過の場合) | |
| 物品費 | | | | | | |
| 旅費 | | | | | | |
| 人件費・謝金 | | | | | | |
| その他 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

2. 主要費用項目

※主要費用項目の使途目的を説明してください(単位:千円)。特に全経費に占める割合の大きいものは研究開発活動上の必要性がわかるように記載してください。

3. 研究開発費(直接経費)の内訳(2021年度)

**2021 年度(5 ヶ月分)の主な使途について、研究開発費の内訳を JST からの研究費の配分を必要とする参画機関(契約予定機関)毎に記入してください。

※JSTでは提案課題の選考と並行して研究契約締結のための事前調査を実施しています。本項に 2021 年度の契約予定機関として記載の無かった機関とも採択後の契約締結は可能ですが、事前調査が研究開始に間に合わず、当該機関との契約締結が遅れる可能性があります。なお、契約のための事前調査の結果は、提案課題の選考の経過・結果に影響を与えるものではありません。

| 研究機関名 | 費目 | 品名 | 積算根拠(単価・個数等) | 概算額 (千円) |
|-------|--------|--------|----------------------------|-------------|
| 研究機関名 | 物品費 | ソフトウェア | @16,000×1 個 | 16 |
| (研究代表 | 旅費 | 国内出張 | @20,000×10 回 | 200 |
| 者名) | 人件費・謝金 | 技術補助 | @1,000円/時間×6時間/日×20日/月×6ケ月 | 720 |
| | その他 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 研究機関名 | 物品費 | ソフトウェア | @16,000×1 個 | 16 |
| (主たる実 | 旅費 | 国内出張 | @20,000×10 回 | 200 |
| 施者名) | 人件費・謝金 | 技術補助 | @1,000円/時間×6時間/日×20日/月×6ケ月 | 720 |
| | その他 | | | |
| | | | | |
| | | | | |

【様式7】 研究開発プロジェクトの実施体制

1. 研究開発実施体制(プロジェクト全体)

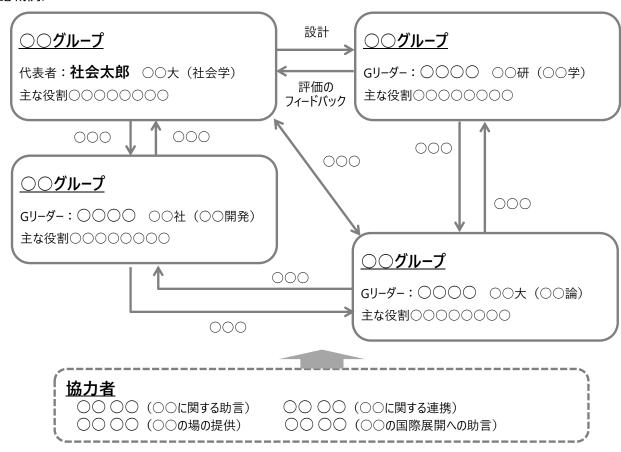
※研究開発体制を図示してください(以下の記載例は参考です、形式自由)。

※グループを構成する場合、提案するプロジェクトの内容や計画に合わせて、適切に設定してください(*JST* との委託研究契約を締結する機関の単位でなくとも構いません)。

※グループを構成する場合、グループリーダーの「氏名・所属・役職(専門分野)」と各グループの「主な役割」を記載の上、グループ間の関係性が分かるように示してください。

※研究開発実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係についても記載してください。

<記載例>



2. 研究開発実施体制 (グループ別)

- ※グループごとにメンバーを記載してください。
- ※研究実施者は複数のグループに所属することができます。

2-1. 〇〇〇グループ(研究代表者が率いるグループ)

(1) 実施項目

※「様式5」の「1. スケジュール」に記載した実施項目の中から記載してください。

(2) プロジェクトにおける本グループの位置づけ

※当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。

(3)実施者リスト

- ※エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち本プロジェクトの実施に必要となる時間 の配分率(%)を記載してください。
- ※研究実施者の内、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員〇名」「アルバイト〇名」といった記載でも構いません。
- ※研究実施者の行は必要に応じて追加してください。

| 研究代表者 氏名 | 所属 | 役職 (身分) | エフォート | 役割 |
|-------------|----------|------------|-------|------------------|
| 00 00 | ○○大学○○学部 | 准教授 | 00% | 統括/企画検討ワークショップの設 |
| | | 任拟汉 | 0070 | 計・実施 |
| 研究実施者 氏名 | 所属 | 役職 (身分) | エフォート | 役割 |
| 00 00 | ○○市○○課 | | | 地域との調整、ニーズ探索 |
| 00 00 | ○○大学○○部 | 教授 | | ○○研究の設計・研究者の探索 |
| 研究員〇名 | | | | |

2-2.000グループ

- ※複数のグループを構成する場合、2-1と同様に、以下にグループごとに記載してください。グループ数に上限はありませんが、研究代表者の研究開発構想の遂行に最適で必要十分なグループを編成してください。
- ※グループ数に応じて、本項目をコピーして追加してください。

(1) 実施項目

(2) プロジェクトにおける本グループの位置づけ

(3) 実施者リスト

| グループ リーダー 氏名 | 所属 | 役職 (身分) | エフォート | 役割 |
|--------------------|----|------------|-------|----|
| | | | | |
| 研究実施者 氏名 | 所属 | 役職 (身分) | エフォート | 役割 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

3. その他の研究開発協力者・機関

※プロジェクトに直接的に参画するのではないが、プロジェクトや各グループの活動に、何らかのかたちで連携・協力する者や機関(すでに了解を得ている、あるいは交渉中である者や機関)があれば、ここに記載してください。

| 協力者・協力機関名 | 協力内容 | これまでの 協力関係の有無 |
|------------------|-------------------|---------------|
| ○○大学 ○○学部 ○○○○教授 | ○○実施の協力 | 有 |
| ○○○○株式会社 ○○部 | ○○のデータ提供、現場との連携調整 | 有 |
| ○○市役所 ○○部 ○○課 | ○○に関する助言 | 無 |
| NPO 法人〇〇 〇〇〇〇理事 | ○○に関する助言、協力 | 有 |

4. 実施体制に関する特記事項(代表者の特別任務、所属機関の変更、海外機関の参画)

- ※研究代表者が、特別の任務 (研究科長等の管理職、学会長など) により仕事時間 (エフォート) を要している場合には、 その旨を記載してください。
- ※研究代表者及び主たる実施者が、現在の所属機関と、採択後(2021 年 11 月以降)に研究を実施する機関が異なる場合には、その旨を記載してください。
- ※海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に主たる実施者としてプロジェクトに参加される場合、その理由を記載してください(「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」「第8章 提案公募 Q&A」参照)。

【様式8】 他制度での助成等

- ※研究代表者及び主たる実施者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等(民間財団、海外機関を含む)について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、本人受給研究費の額、役割、エフォートを記入してください。
- ※公募要領「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」も参照してください。
- ※記載内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
- ※面接選考の対象となった際には、最新の他制度の助成状況を申告・提出していただきます。

研究代表者:OO OO

| 制度名 | 受給状況 | 研究課題名 (代表者氏名) | 研究期間 | 役割 (代表 /分担) | 本人受給研究 (直接経費) (1)期間全体 (2)2022 年度予定 (3)2021 年度予定 (4)2020 年度実績 | I7 ₇ - | • |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------|-------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------|---|
| SDGs の達成に向けた 共創的研究開発プログ ラム(社会的孤立・孤 独の予防と多様な社会 的ネットワークの構 築)※本提案 | 申請中 | | 2021.11 ~ 2026.03 | 代表 | (1) 27,000 (2) 9,000 (3) 9,000 (4) | 千円 20 |) |
| 科学研究費補助金基盤 研究(<i>B</i>) | 受給 | ××による◇◇の開発 (○○○○) | 2018.04 - 2022.03 | 代表 | (1) 15,000 (2) (3) 3,500 (4) 8,000 | — 千円 20 |) |
| ○○財団助成金事業 | 受給 | ××による◇◇の分析 (○○○○) | 2020.4 - 2021.3 | 代表 | (1) 1,000 (2) (3) (4) 1,000 | _ 5 | |
| 戦略的創造研究推進事 業(CREST) | 申請予定 | ××による◇◇の創成 (○○○○) | 2021.10 - 2026.03 | 分担 | (1) 30,000 (2) 8,000 (3) 5,000 (4) | 千円 20 |) |
| | | | | | (1) (2) (3) (4) | | |

第9章 提案書の記載要領

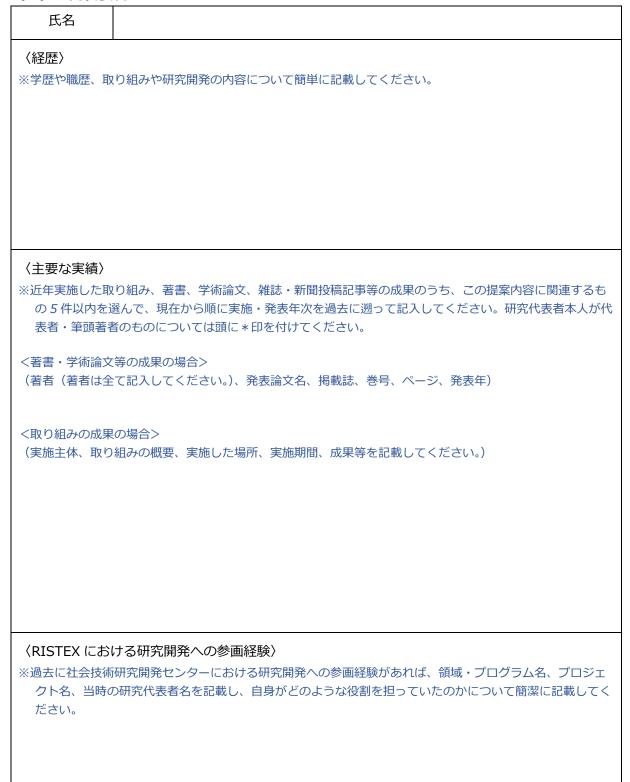
※以下、適宜項目をコピーして記載ください。

主たる実施者:△△ △△

| 制度名 | 受給状況 | 研究課題名 (代表者氏名) | 研究期間 | 役割 (代表 /分担) | 本人受給研究費 (直接経費) (1)期間全体 (2)2022 年度予定 (3)2021 年度予定 (4)2020 年度実績 | 17a-h (%) |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|-------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| SDGs の達成に向けた 共創的研究開発プログ ラム(社会的孤立・孤 独の予防と多様な社会 的ネットワークの構 築)※本提案 | 申請中 | | 2021.11 ~ 2026.03 | 分担 | (1) 18,000 千円 (2) 3,000 千円 (3) 3,000 千円 (4) — | 15 |
| | | | | | | |

【様式9】 関連する業績・取組リスト

(1)研究代表者



・・・ 研究代表者1人につき1ページ(目安) ・・・

(2) グループリーダー

| 氏名 | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|
|----|--|--|--|--|--|

〈経歴〉

※学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。

〈主要な実績〉

※近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの 5件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。グループリーダー本人 が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。

<著書・学術論文等の成果の場合>

(著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)

<取り組みの成果の場合>

(実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)

〈RISTEX における研究開発への参画経験〉

※過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域・プログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。

・・・ グループリーダー1人につき1ページ(目安)・・・

【様式 10】 人権の保護及び法令等の遵守への対応

※研究開発計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究開発、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発など法令等に基づく手続きが必要な研究開発が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記載してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換え DNA 実験、動物実験など、研究開発機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験など が対象となります。

- ※チーム内に海外の共同研究グループが含まれる場合は、研究開発代表者グループ及び国内の共同研究開発グループの 安全保障貿易管理に係る規程の整備状況について、必ず記載ください。
- ※なお、該当しない場合には、その旨記載してください。

【様式 11】 利益相反マネジメント

- ※評価者(プログラム総括、プログラムアドバイザー)との利害関係の有無、及び研究代表者に関係する機関の参画の有無について、以下のチェック項目にて申告してください。該当する場合は、その内容を具体的に記載してください。
- ※利益相反マネジメント、利害関係の定義など詳細については、公募要領「4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施」もご確認ください。
- ※プログラム総括及びプログラムアドバイザーの一覧は、以下の Web サイトをご覧ください。

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/solve-koritsu/index.html

1. 研究代表者と、プログラム総括との利害関係の有無

プログラム総括との利害関係が □ ある □ ない

利害関係の理由・内容:

<記載例>現在進行中のものではないが、過去、○○事業「プロジェクト」(代表者○○、20XX~20XX 年)にてプログラム総括と共同研究を実施しており、利害関係にあたる可能性がある。

2. 研究代表者と、プログラムアドバイザーとの利害関係の有無

プログラムアドバイザーとの利害関係が 口 ある 口 ない

利害関係にあるアドバイザー名:○○ ○○

利害関係の理由・内容:

<記載例>現在、同一の組織に所属しており、利害関係者にあたる。

公募要領「4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

- (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント」利害関係者の要件(要旨)
- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の実施機関において同一の学科、専攻等または同一の 企業に所属している者。
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と 実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者。)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

3. 研究代表者に関係する機関に所属する、主たる実施者の参画の有無

研究代表者に関係する機関に所属する、主たる実施者の参画が 🛘 ある 🔻 🗘 ない

該当する機関名(研究者氏名): ○○○○株式会社(○○○○)

その理由・内容:

<記載例>研究代表者の研究開発成果をもとに設立した機関であり、現在は技術顧問の立場で直接経営には関わっていないが、2022年7月より役員に就任する可能性がある。

公募要領「4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント」研究代表者に関係する機関の要件(要旨)

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。

なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の 親族(以下、「研究代表者等」という)についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。(直接的には経営に関与せず技術顧問等の 肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. 研究代表者等が役員(CTOを含み、技術顧問を含まない。)に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

・・・ 様式 10、様式 11 で 2ページ程度(目安) ・・・

第 10 章 参考資料

(関連ウェブサイト等)

■国際連合広報センター

2030 アジェンダ

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

■日本経済団体連合会

経団連 SDGs 特設サイト

https://www.keidanrensdgs.com/

■文部科学省

科学技術社会連携委員会「新たな科学技術の社会実装に係る研究活動における人文社会科学と自然 科学の連携の推進について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/092/houkoku/1410641.htm 科学技術・学術分野における国際活動の戦略的推進

STI for SDGs の推進に関する基本方針

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408737.htm

STI for SDGs 文部科学省施策パッケージ

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408738.htm

■ JST

持続可能な開発目標(SDGs) への科学技術イノベーションの貢献 ―JST の方針― https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールでお願いします。

また、下記 RISTEX 提案募集ウェブサイトに最新の情報を掲載しますので、 あわせてご参照ください。

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal_2021.html

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

社会技術研究開発センター (RISTEX) 企画運営室 募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

- ■社会技術研究開発全般の応募に関するお問い合わせ:boshu@jst.go.jp
- ■本プログラム応募に関するお問い合わせ: boshu-koritsu@jst.go.jp

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク 0570-066-877(ナビダイヤル)

9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く